

及法師撰『大義章』(北京8392)と隋仁壽元年
(601)寫『攝論章』卷第一(Stein 2048)

— 明及と智凝 —

池田 將則 (이케다)

(金剛大學校佛敎文化研究所HK研究敎授)

국문요약

본 논문은 두 돈황출토문헌, 급법사 찬撰 『대의장』(北京8392[洪53; BD00453背])과 『섭론장攝論章』 권 제1(Stein 2048; 大正2808)을 대상으로 수대隨代 북지北地에서 진제眞諦(499-569) 역 『섭대승론攝大乘論』 세친석世親釋이 어떻게 수용되었는가, 그 일례의 검증을 목적으로 한다. 각 절의 요지는 다음과 같다.

1. 급법사 찬 『대의장』은 다양한 불교교리를 해설한 일종의 강요서로 생

* 본 논문은 2007년 정부(교육과학기술부)의 재원으로 한국연구재단의 지원을 받아 수행된 연구임(NRF-2007-361-AM0046)

각되는 문헌이며, 사본의 맨 첫 행에 「及法師撰」이라고 찬술자의 이름이 기록되어 있다. 성립연대 등의 정확한 정보는 분명하지 않지만 『대의장』이 비판하는 「어떤 사람」의 설과 같은 용어를 淨影寺慧遠(523-592)의 『대승의장大乘義章』과 돈황출토 『섭대승론초攝大乘論抄』(추정제목, 守屋콜렉션본+Stein2554)와 같이 북조北朝 말기부터 수대隋代 초기에 걸쳐 성립된 것으로 생각되는 문헌에서 볼 수 있으므로, 『대의장』도 거의 동시대에 성립된 문헌이라고 판단된다. 『섭론장』 권제1은 진제 역 『섭대승론석攝大乘論釋』에 대한 「장章」 형식의 주석으로, 찬술자는 모르지만 수隋 문제文帝 인수 仁壽 원년(601)에 장안長安의 변재사辯才寺에서 서사되었음을 보여주는 지어識語가 있어서 수대 장안 지역 『섭론攝論』 연구의 실록이라고 생각된다.

2. 이 두 문헌의 처음 장인 「삼보의三寶義」는 기본적으로는 거의 동일한 문장으로부터 성립된 것이지만 전체 구성을 비교하면 『대의장』보다도 『섭론장』 쪽이 세부 절의 구분이 상세하고 논리구조가 명확하게 되어 있다. 또 사상적인 면에서 특히 주목되는 것은 「一體三寶」의 설명에서 『攝論章』만 진제 역 『섭대승론석』에 기반한 학설이 보이는 점이다. 『대의장』의 현존부분에는 『섭대승론』 인용이 전혀 없으므로 『대의장』 「삼보의」는 아직 『섭대승론』을 알지 못하는 단계의 문헌이며, 『섭론장』 「삼보의」는 기본적으로 『대의장』 「삼보의」를 그대로 의거 및 인용하면서 구성의 일부를 고치거나 부분적으로 『섭대승론』의 요소를 부가하여 『섭대승론』에 대한 「장章」 형식 주석의 한 장으로 바꿔 만든 것이라고 생각할 수 있을 것이다.

3. 『섭론장』이 필사된 변재사辯才寺는 수대隋代 장안의 유력한 섭론학자 가운데 한 사람인 지응智凝(565경-612경)을 위해 건립된 사찰이다. 『속고승전』 지응전智凝傳에는 당시 지응과 밀전한 교류가 있었던 인물로서 「명급법사明及法師」가 등장하는데, 『대의장』의 찬술자인 「급법사」는

이 명급(?-598 이후)가 아닐까 생각된다.

『속고승전』의 기술을 분석하면 명급은 본래 북조출신인 『십지경론十地經論』의 학자로서, 누구에게 배웠는지는 불분명하지만 후에 『섭대승론』을 익혀 수대의 장안에서 활약했던 것을 알 수 있다. 아마도 『대의장』 「삼보의」는 명급이 아직 『섭대승론』을 익히지 않았던 단계의 문헌으로, 『섭론장』 「삼보의」는 명급 또는 다른 누군가가 그것을 고친 것일 것이다. 『대의장』 「삼보의」와 『섭론장』 「삼보의」 사이에 보이는 의거 및 인용과 발전의 관계는 당시 북지의 『섭대승론』 수용과 그 방법을 보여주는 대단히 분명한 사례의 하나라고 할 수 있을 것이다.

주제어 : 급법사及法師 친撰 『대의장大義章』(北京8392[洪53; BD00453背]), 『섭론장』 권제1(Stein 2048; 大正2808), 명급明及, 지응智凝, 지론종地論宗, 섭론종攝論宗

本稿は、標題に掲げた二つの敦煌出土文獻、及法師撰『大義章』(北京8392 [洪53; BD00453背])と隋文帝仁壽元年(601)寫『攝論章』卷第一 (Stein 2048; 大正2808)とのあいだに依用と發展の關係がみられることに着目し、兩文獻の「三寶義」を比較對照して兩文獻の先後關係を確定した上で、さらに『大義章』の撰述者「及法師」を『續高僧傳』卷十、義解篇六、釋智凝(565頃-612頃)傳に名のみえる「明及法師」(?-598以後)に比定し、隋代長安のいわゆる「攝論宗」の思想形成と人物交流の一事例を検證することを目的とする。以下(一)兩文獻の書誌および先行研究、(二)兩文獻「三寶義」の比較考察、(三)『續高僧傳』智凝傳の讀解、の三節に分けて論ずる。

一 兩文獻の書誌および先行研究

(1) 及法師撰『大義章』(北8392) および『雜羯磨』(北8392V)

及法師撰『大義章』(北8392)は中國國家圖書館所藏敦煌漢文文獻の一點であり、首存尾缺で205行が残存する¹⁾。首行に「大義章」という首題と「及法師撰」という撰號とがあり、次行にはおそらくこの巻に含まれる「** (三寶)」「□□ (三佛?)」「四無量」「六神通」という四つの章題が記されていたと思われるが、料紙に缺損があるため前二者は不明確である。四章のうち現存するのは冒頭の「三寶義」の前半部分のみであり、それ以下は脱落している。首題部分に卷数の記載がないので、この文獻が一卷で完結していたのか、あるいは複數巻に渡る大部の著述であったのかは不明である。

本文獻に関しては平井有慶氏の先行研究があり、本文獻「三寶義」が批判する「有人」の説と同じ用語が淨影寺慧遠(523-592)『大乘義章』三歸義のなかに見出されることが指摘されている²⁾。次の二例である。

① 名字三寶を住持三寶と呼ぶ説への批判

此名字，有人或言是住持三寶。然住持者，理通眞僞，大小俱有。三寶以聖力故，皆有住持益物，不止在初獨以名字説爲住持。(北8392, 80-83)

この名字三寶は、ある人はこれを「住持三寶」とも言う。しかし住持(=世間にとどまって佛法を保持すること)とは、その理法は眞俗に共通し、大

1) 以下、本稿では黄永武(主編)[1981-86]所收の寫眞版を底本として筆者が作成した翻印をテキストとして使用する。翻印は本稿末尾に附載するので、校訂上の注記等についてはそちらを参照されたい。なお原寫本は陳垣[1931]第13帙「大義章」條(葉533表)によれば全11紙。界線も罫線も引かれておらず、不揃いに書寫されている。首行の下部に寺印が捺されているように見える。

2) 平井有慶[1980]を参照。

乗と小乗とに共に存在するものである。(名字三寶・別體三寶・一體三寶という三種の)三寶は聖力によって、いずれも住持して衆生を利益する(というはたらき)を有しているのであり、ただ初めの名字三寶のみが「住持」と説明されるわけではないのである。

② 別體三寶を別相三寶と呼ぶ説への批判

言別體者, 有人言是別相。然三寶義分, 佛法僧異, 亦通眞僞。乃至「一體」有名義俱異, 故不得偏以別體名爲別相。(北8392, 83-85)

別體三寶というのは、ある人はこれを「別相三寶」と言う。しかし三寶はそもそも三つに区分されるものであって、佛・法・僧の三者(の形相)が異なるのは、やはり眞俗に共通することである。そもそも(さきほどの)「一體三寶」(の説明のなか)にも「名義俱異」(「名」と「義」とがどちらも異なる)があったのだから³⁾、別體三寶のみを「別相」と名づけることはできないのである。

次節で述べるように本文獻「三寶義」は三寶の意味内容を名字三寶・別體三寶・一體三寶という三種の区分によって説明し、前二者をそれぞれ「住持三寶」「別相三寶」と呼ぶ「有人」の異説を批判しているのであるが、慧遠『大乘義章』三歸義は三寶の「體相」を別相三寶・一體三寶・住持三寶という三義に区分しており⁴⁾、本文獻の批判する「有人」の説と

3) 本稿次節の(1)を参照。

4) 隋慧遠『大乘義章』三歸義「次辨體相, 於中略以三義辨之。一明別相, 二明一體, 三明住持。初別相者, 『經』中亦名階梯三寶。三寶相異, 故稱別相。隨化階降, 佛上法中, 僧爲最下, 故曰階梯」(T44, 654b), 「小乘法中, 泥龕木像爲住持佛, 綿索竹帛爲住持法, 凡夫比丘爲住持僧。大乘法中, 住持有二。一化用住持, 二實德住持。言化用者, 諸佛如來大悲作用, 充遍法界, 八相成道, 爲住持佛。隨化所說, 一切言教, 流布益世, 爲住持法。依法化成, 三乘諸衆, 爲住持僧。……化用如是, 實德云何。諸佛如來, 法身常住, 爲住持佛。法性常恒, 爲住持法。諸佛如來, 僧行不滅, 爲住持僧」(T44, 657ab)。なお「階梯三寶」(=別相三寶)の典據は北本『涅槃經』如來性品(T12, 409b-410b; 南本如來性品T12, 650a-651a)である。拙稿

一致する。「住持三寶」「別相三寶」の語は隋代長安のいわゆる「攝論宗」の初期の實録と考えられる敦煌出土『攝大乘論抄』(擬題, 守屋コレクション本+Stein 2554) にも見出すことができるので⁵⁾, ただちに本文獻が慧遠を批判していると斷定することはできないが, 本文獻の批判する説が慧遠『大乘義章』や『攝大乘論抄』といった北朝末から隋初にかけての成立と考えられる文獻に見出されることは, ひとまず注目すべき事實であろう。

なお本文獻の現存部分をみる限り, 何らかの特定の經論を對象としていることを示唆するような箇所は見出せないので, 本文獻はおそらく特定の經論に對する「章」形式⁶⁾の注釋ではなく, 慧遠『大乘義章』と同じような教理集成文獻の一つであったのではないかと思われる⁷⁾。

及法師撰『大義章』(北8392)の寫本裏面には別筆で天地逆に『雜羯磨』(擬題, 北8392V [洪53V])⁸⁾が書寫されている⁹⁾。この文獻は基本的に

[2010d] (pp.201-204) を参照。また『大乘義章』の別相三寶の説明のうち僧寶を解説する部分について, 土橋秀高氏の要約がある。土橋秀高「戒律の基盤」(同 [1980] 第一章第五節) を参照。

5) 『攝大乘論抄』三寶不同「三寶不同, 有其三種。一者同相, 即佛性之理, 分爲三也。即性理, 覺照義是佛。軌則義是法。同性宣和, 是僧義。雖有三義, 而體是一不異, 故名同相。二別相三寶者, 一名寶佛, 法身用眞常五陰爲體, 報身修成五陰爲體, 化身即以化用五陰爲體。理教行果等名法。菩薩聲僧等爲僧也。三住持三寶, 即取佛形像等爲佛。紙素等文字爲法。阿難、迦葉等及凡夫比丘以爲僧體, 若阿難、迦葉等形像等僧及佛法, 并用四塵爲體, 若取凡夫僧, 以有漏五陰爲體」(守屋本, 86-92)。『攝大乘論抄』(守屋本+S2554) のテキスト等については拙稿 [2009b]・[2010c] を参照。

6) 「章」形式の定義については荒牧典俊 [1980]・[2000] を参照。

7) なお敦煌寫本中にこの寫本と同じ題名を持つ『大義章』卷第五 (Stein 6492) が傳存しているが, これは『成實論』に對する「章」形式の注釋の殘卷である。

8) 黄永武(主編) [1981-86] はこの文獻に「大戒羯磨文」という擬題が與えられているが, 本文で後述するように本文獻は基本的に『四分律』のなかから各種の羯磨文を抜き出して編

『四分律』のなかから各種の羯磨文を抜き出して編集された羯磨本であり、同一文獻の寫本として大英圖書館所藏スタイン將來敦煌漢文文獻Stein 1039寫本が存在する。北8392V寫本は首缺尾存で222行、S1039寫本は首缺尾缺で215行が残存し、後者は前者の第5行から第220行までに相當する¹⁰⁾。

『雜羯磨』（北8392V; S1039）の二寫本のうち、S1039寫本に関しては土橋秀高氏の先行研究があり、この文獻が現存大藏經のなかに傳存する『四分律』に基づく羯磨本、傳康僧鎧譯『曇無德律部雜羯磨』（大正1432番）および傳曇諦譯『羯磨』（大正1433番）¹¹⁾に先行して編纂された羯磨本の一つであることが指摘されている¹²⁾。この文獻も當時の律學の實録として貴重な資料の一つである¹³⁾。

集された羯磨本であり、その内容は戒（=具足戒）受戒の羯磨文に限るわけではない。これも後述するように本文獻の別寫本、S1039寫本に関しては土橋秀高氏の先行研究があり、土橋氏は本文獻に「雜羯磨」という擬題を附しているので、本稿ではそれに従うこととする（ちなみに黃永武〔主編〕〔1981-86〕はS1039寫本に對して「十誦律及羯磨」という擬題を加えているが、この擬題も適切とはいえない）。

- 9) 上注1に記したように表の『大義章』（北8392）は不揃いに書寫されているが、裏面の『雜羯磨』（北8392V）のほうは天地に界線が引かれていることが確認でき、ある程度整った書體で書寫されている。
- 10) 本稿末尾に附載する科段を参照。
- 11) 『曇無德律部雜羯磨』および『羯磨』の兩羯磨本は実際には康僧鎧あるいは曇諦が譯出したものではなく、『四分律』に基づいて中國で編纂された文獻である。平川彰〔1999〕(pp. 208-225; 260-266)を参照。
- 12) 土橋秀高「中國における羯磨の變遷—スタイン本を中心に—」(同〔1980〕第三章第二節)を参照。
- 13) なお現存部分から看取することのできる『雜羯磨』（北8392V; S1039）の最も大きな特徴は、比丘尼に關する羯磨文を「大僧與比丘尼作羯磨文（大僧〔=比丘僧伽〕が比丘尼と共に行う羯磨文）」と題し、冒頭に比丘僧と比丘尼僧とが共に行う羯磨は受具戒羯磨・行摩那埵羯磨・出罪羯磨の三種のみであるという『十誦律』卷六十一（T23, 456e）の文を引いたうえで、受具戒羯磨（「尼至大僧中受具足戒法」）と行摩那埵羯磨（「比丘尼讖僧殘罪羯磨文」）と

(2) 『攝論章』卷第一 (S2048)

次に仁壽元年寫『攝論章』卷第一 (S2048) は大英圖書館所藏スタン将来敦煌漢文文獻の一點であり、首缺尾存で642行が殘存する¹⁴⁾。末尾に「攝論章卷第一」(S2048, 641) という尾題があり、さらに次のような識語が記されている¹⁵⁾。

仁壽元年八月二十八日、瓜州崇教寺沙彌善藏、在京辯才寺寫『攝論疏』。流通未代。(S2048, 640-642; T85, 1036a)

仁壽元年(601)八月二十八日、瓜州(敦煌)¹⁶⁾崇教寺の沙彌であるわたくし善藏は、都(隋都大興城)の辯才寺で『攝論疏』を書寫した。未代にまで流通せんことを。

まず尾題について檢證すると、本文獻は尾題が示すとおり眞諦(499-569)譯『攝大乘論』世親釋に對する「章」形式の注釋であり、『攝大乘論釋』冒頭部分に基づく「三寶義」¹⁷⁾「二障義」「不住道義」「三藏義」「篇聚義」

の二つの羯磨文のみを記していることである(出罪羯磨の羯磨文を記さない理由は不明)。現存大藏經のなかに傳存するその他の『四分律』に基づく羯磨本、すなわち本文上述の『曇無德律部雜羯磨』および『羯磨』、唐初の道宣(596-667)『四分律刪補隨機羯磨』(大正1808番)、懷素(624?-697?)『僧羯磨』(大正1809番)および『尼羯磨』(大正1810番)は比丘尼に關する羯磨文を受具戒羯磨・行摩那埵羯磨(および出罪羯磨)の三種に限ってはいないので、『雜羯磨』(北8392V; S1039)における比丘尼羯磨の内容構成は獨特なものであると言ってよい。『十誦律』に基づく羯磨本である釋僧瓊撰『十誦羯磨比丘要用』(大正1439番)にも「乞畜衆羯磨文」(T23, 496bc)・「受六法壇文」(T23, 497a-498a)がある。

14) 以下、本稿では東洋文庫所藏マイクロフィルムからの複寫版を底本とし、『大正藏』所收の翻刻を適宜参照する。ジャイルズ目録(Lionel Giles [1957])によれば紙料紙は薄手で軽い暗褐色の紙で、サイズは28 cm×34 feet。なお『攝論章』卷第一(S2048)寫本の書體は『攝大乘論疏』(俄Φ334)寫本の書體と類似している。『攝大乘論疏』(俄Φ334)については拙稿[2009a]・[2010a]を参照。

15) 識語の後に「比字校竟」(S2048, 642; T85, 1036a)という校記もある。

16) 『隋書』地理志上「敦煌郡(舊置瓜州)」。

17) この章題は『大義章』(北8392)による推定。

の五章が現存する。現存各章が『攝大乘論釋』のどの部分に對する注釋であるのかをまとめて示すと次のとおりである。

三寶義——歸敬偈「……我以身口意，頂禮佛世尊。……由智及信心，頂禮眞實法。……我一心頂禮，佛聖弟子衆」（T31, 153c）

二障義——同「智障極盲闇，謂眞俗別執，由如理如量，無分別智光，破成無等覺，滅心惑無餘」（T31, 153c）

不住道義——同「由無分別智，不住於生死，常起大悲故，不入於涅槃」（T31, 153c）

三藏義——依止勝相、衆名品、無等聖教章「論曰，攝大乘論即是阿毘達磨教及大乘修多羅。……」（T31, 154a-c）

篇聚義——同「罪過者，謂五篇七聚罪」（T31, 154c）

また本文中に次のように現存殘卷には存在しない他章に説明を譲っている箇所があるので、尾題に「卷第一」とあるとおり本來は複數卷の書で、『攝大乘論釋』全體に渡る大部の注釋であつたと考えられる。

就實辨治斷法差別，如「斷結章」所說。（S2048, 322-323; T85, 1029b）

廣解無比所以，依『婆沙』有九論師，有二十九「復次」解釋¹⁸⁾，如「業章」所明。（S2048, 414; T85, 1031b）

約所治明能治，義如「三聚戒章」所說。（S2048, 620; T85, 1035c）

次に識語について檢證すると、瓜州崇教寺は隋文帝仁壽年間の舍利塔事業において舍利塔が建立された寺であり¹⁹⁾、當時の敦煌における中心的

18) 『阿毘曇毘婆沙論』卷一（T28, 3c-4a）。

19) 『續高僧傳』卷二十六、感通篇下、釋智疑傳「仁壽置塔，勅召送于瓜州崇教寺」（T50, 676c）。王邵「舍利感應記」（『廣弘明集』卷十七）「瓜州於崇教寺起塔」（T52, 216b）。舍利塔事業の概要については塚本善隆 [1938]、山崎宏 [1942] (pp.331-354)、CHEN Jinhua [2002] を参照。また敦煌佛教史の概説として塚本善隆 [1958] を、特に隋唐初における敦煌の政治状況については菊池英夫 [1980] を参照。

寺院の一つであったと考えられる。辯才寺は本稿第三節の(1)で考證するように当時の著名な『攝論』學者、智凝のために建立された寺である。沙彌善藏は敦煌から長安(隋都大興城)に遊學し、辯才寺において當時最先端の『攝論』學を學んで本文獻を書寫したのであろう。

また識語の「攝論疏」と尾題の「攝論章」との関係については、現存殘卷に次のように「疏」を参照するよう指示されている箇所があることから、おそらく同じ撰述者によって『攝大乘論釋』に對する「疏」(=隨文解釋)と「章」形式の注釋とが撰述され、一具の注釋書として流通していたものと思われる²⁰⁾。

此之末後兩番，若欲分別，如『疏』中所說。(S2048, 216; T85, 1027b)

此等如『攝論』所明，亦如『疏』中解釋。(S2048, 632; T85, 1036a)

本文獻に初めて着目したのは矢吹慶輝氏であり、同[1933]に解説が掲載され、『大正新脩大藏經』第85卷、古逸部に全文の翻刻が収録された。その他、本文獻に關する先行研究としては宇井伯壽氏の國譯、釋仁有氏および聖凱氏の論考がある²¹⁾。釋仁有・聖凱兩氏は上引の識語を手掛かりとして、當時辯才寺に住していた『攝論』學者、智凝を本文獻の撰述者に比定しているが、この比定の是非については本稿第三節で検討する。

以上、及法師撰『大義章』と『攝論章』卷第一とに關する基本情報を整理したが、本稿において注目したいのは、この兩文獻の冒頭の章「三寶義」が基本的にはほぼ同文から成り立っており、兩文獻のあいだに密接

20) 矢吹慶輝 [1933] (pp.394-403) を参照。『攝論章』卷第一 (S2048) は「章」が「疏」を参照するよう指示しているわけだが、ほかの敦煌出土『攝大乘論』注釋書には逆に「疏」が「章」を参照するよう指示しているものもある。拙稿 [2009a] (p.77, n.5)・[2010e] (p.20) を参照。

21) 宇井伯壽 [1969], 釋仁有 [2004], 聖凱 [2006] を参照。

な影響関係があることが確認されるということである。ただし兩「三寶義」の科段構成と思想内容とは一部重要な相違もみられ、それらの相違点を比較検討することによって、兩文獻の先後関係や思想的發展の跡を明らかにすることができると思われる。節をあらためて検討する。

二 兩文獻「三寶義」の比較考察

本節では及法師撰『大義章』と『攝論章』卷第一との兩「三寶義」の科段構成および思想内容を比較考察し、兩文獻のあいだにみられる依用と發展の關係を検證してみたい。以下 (1) 全體構成の比較、(2) [1,2體性]の思想内容、の二項に分けて論ずる。

(1) 全體構成の比較

初めに兩文獻「三寶義」の科段の大枠を對照すると次のようになる（〔 〕内は推定、()内の數字は各寫本の行數。以下同）。

及法師撰『大義章』	『攝論章』卷第一
1 三寶義 (3)	1 [三寶義]
1.1 名義 (4-20)	1.1 [名義] (前缺) (1-6)
1.2 體性 (20-58)	1.2 [體性] (6-34)
1.3 別解 (58-59)	1.3 別解三種三寶 (35-90)
	1.4 總分別三寶 (91-94)
1.3.1 次第 (59-65)	1.4.1 辨次第 (94-98)
1.3.2 說三所以 (65-76)	1.4.2 制立所以 (98-106)
1.3.3 解義 (77-176)	1.4.3 對歸辨同異 (106-157)
1.3.4 對三歸辨同異 (後缺) (176-205)	1.4.4 福田益物 (157-170)
1.3.5 明福田益物 (缺)	1.4.5 明相多少 (170-174)
1.4 總釋 (缺)	

	1.4.6 常無常 (174-182) 1.4.7 盛衰分別 (183-194) 1.4.8 壞不壞 (194-199) 1.4.9 通別分別 (199-212) 1.4.10 約五眼爲境差別 (212-214) 1.4.11/12 明諸論顯所敬廣略/辨敬意 (214-215)
--	---

『大義章』三寶義は大きく [1.1名義] 乃至 [1.4總釋] の四節, 『攝論章』三寶義は [1.1 [名義]] 乃至 [1.4總分別三寶] の四節から成り, 基本的な枠組みは一致しているが, 後半二節内部の構成に一部相違がみられる。『大義章』は第三節 [1.3別解] のなかをさらに [1.3.1次第] 乃至 [1.3.5明福田益物] の五項に分かつが, 上の對照表に矢印で示したとおり, 『攝論章』の第三節 [1.3別解三種三寶] は『大義章』 [1.3別解] の第三項 [1.3.3解義] に相當する内容だけで構成されており, 『大義章』 [1.3.3解義] 以外の四項は『攝論章』では第四節 [1.4總分別三寶] の最初の四項とされている²²⁾。

本項では以下, 『大義章』 [1.3.3解義] と『攝論章』 [1.3別解三種三寶] との比較を通して, 兩文獻の先後關係を検證してみたい。まず兩者の科段構成を對照すると次のようになる。

及法師撰『大義章』	『攝論章』卷第一
1.3.3 解義 (77)	1.3 別解三種三寶 (35)
1.3.3.1 解名字 (77-83)	1.3.1 解名字 (35-36)
	1.3.1.1 明名及相 (36-37)
	1.3.1.2 時節 (37-38)
	1.3.1.3 去異執 (38-40)

22) なお『大義章』三寶義の後半が脱落しているため, 『大義章』 [1.4總釋] と『攝論章』 [1.4.5 明相多少] 以下との對應關係は不明である。

1.3.3.2 解別體 (83-85)	1.3.2 釋別體 (40-41)
	1.3.2.1 去情執 (41-42)
	1.3.2.2 依宗分別 (42-43)
1.3.3.2.1 小乘 (85-144)	1.3.2.2.1 小乘 (43-74)
1.3.3.2.2 大乘 (145-164)	1.3.2.2.2 大乘 (74-83)
1.3.3.3 解一體 (164-176)	1.3.3 辨一體 (83-90)

兩文獻とも基本の構成は一致しており、名字三寶・別體三寶・一體三寶の順に三種三寶それぞれの意味内容(「義」)を解説しているが、名字三寶および別體三寶の説明における科段構成は『大義章』よりも『攝論章』のほうが詳細になっている。以下、具体的に兩文獻の文を比較していきたい。まず名字三寶の説明(『大義章』[1.3.3.1解名字]と『攝論章』[1.3.1解名字])を対照すると次のとおりである(異なる語句に下線を附す。以下同)。

『大義章』(北8392, 77-83)	『攝論章』(S2048, 35-40; T85, 1023bc)
言名字三寶者。	<u>就名字内、分別有三。第一明名及相、第二時節、第三去異執。</u>
圖寫眞容、紙素文字、凡夫威儀、髣髴生善、假與名字、然未是眞、故曰名字三寶。若佛在世、若佛滅後、義該始終、不唯來運。	<u>第一者、</u> 圖寫眞容、紙素文字、凡夫威儀、髣髴生善、假與名字、然未是眞、故曰名字三寶。 <u>第二者、</u> 若佛在世、若佛滅後、義該始終、不唯來 ²³⁾ 運。 <u>如佛在世已有形像、見世尊從天下來、起迎禮拜等。</u>
<u>此名字、</u> 有人或言是住持三寶。然住持者、理通眞僞、大小俱有。三寶以聖力故、皆有住持益物。不止在初獨以名字說爲住持。	<u>第三者、</u> 有人或言是住持三寶。然住持者、理通眞僞、大小俱有。 <u>三種三寶以聖力故、皆有住持益物。不止在初獨以名字說爲住持。</u>

この対照から明らかのように、『攝論章』の第二段落([1.3.1.2時節])

23) 來 原文は「未」に作るが、誤寫とみなして改める。

に『大義章』にはみられない一文が加わっている以外、兩文獻の説明内容はまったく同一である。ただ『攝論章』のほうはこの項全體を「第一明名及相，第二時節，第三去異執」という三つの段落に分かっており、『大義章』と比較して論理構造が明確になっている。これは『攝論章』が『大義章』を依用しつつ、そこに科段の分科(および説明の一文)を付け加えたのだと考えられる。次の別體三寶の説明(『大義章』[1.3.3.2解別體]と『攝論章』[1.3.2釋別體])の場合も同様である。

『大義章』(北8392, 83-85)	『攝論章』(S2048, 40-43; T85, 1023c)
<p><u>言別體者。</u></p> <p>有人言是別相。然三寶義分，佛法僧異，亦通眞僞。乃至「一體」有名義俱異，故不得偏以別體名爲別相。</p> <p>於中有二種。一者小乘，二者大乘。(後略)</p>	<p><u>次釋別體三寶，於中分別有二。第一去情執，第二依宗分別。</u></p> <p><u>第一者。</u>有人言是別相。然三寶義分，佛法僧異，亦通眞僞。乃至「一體」有名義俱異，故不得偏以別體名爲別相。</p> <p><u>第二依宗分別者。</u>於中有二種。一者小乘，二者大乘。(後略)</p>

ここでも兩文獻の説明内容はまったく同一であるが(後略した小乗・大乘の説明も兩者ほぼ同文)、『攝論章』のほうはこの項全體を大きく「第一去情執，第二依宗分別」という二項目に分かっており、『大義章』よりも構成が明確になっている。これもやはり『攝論章』が『大義章』を依用し、そこに科段の分科を付け加えて論理構成を明確にしたものと考えてよいだろう。

なお上の對照表にあるとおり『大義章』は別體三寶の説明([1.3.3.2解別體])において別體三寶を「別相三寶」と呼ぶ「有人」の説を批判しているが、これは前節の(1)で確認した舊説に對する批判の②と同じものであり、『攝論章』[1.3.2釋別體]にも同文が存在する。前節の譯文に示したように『大義章』は「『一體三寶』の説明のなかにも『名義俱異』

があったのだから別體三寶のみを『別相』と名づけることはできない」と主張しており、この「名義俱異」とは『大義章』[1.2.3一體三寶]の第二項目[1.2.3.2就名義俱異]を指している。ところが次項で検討するとおり『大義章』[1.2.3一體三寶]に對應する『攝論章』[1.2.3一體]には『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]に相當する項目がなく、代わりに眞諦譯『攝大乘論釋』に基づく新しい説明が加えられている。したがって「『一體三寶』の説明のなかにも『名義俱異』があった」という理由句は、『大義章』の科段構成においては意味が通ずるが、『攝論章』の科段構成においては意味が通じなくなってしまっている。これは『攝論章』三寶義が『大義章』三寶義の構成を改變して成り立っていることの確實な例證である。

(2) [1.2體性] の思想内容

前項では『大義章』三寶義と『攝論章』三寶義を構成的な面から比較検討し、前者を改變して後者が成り立っていることを論證したが、本項ではさらに兩文獻「三寶義」の第二節[1.2體性]の思想内容を比較検討し、兩文獻のあいだにみられる思想上の發展を明らかにしてみたい。まず兩文獻[1.2體性]の科段構成を對照すると次のようになる。

及法師撰『大義章』	『攝論章』卷第一
1.2 體性 (20-21)	1.2 [體性] (6-7)
1.2.1 名字三寶 (21-24)	1.2.1 名字 (7-9)
1.2.2 別體三寶 (24-25)	1.2.2 別體
1.2.2.1 明小乘別體三寶 (25-37)	1.2.2.1 明小乘別體三寶 (10-22)
1.2.2.2 明大乘別體三寶 (37-40)	1.2.2.2 明大 [乘別體三寶] (22-27)
1.2.3 一體三寶 (40-41)	1.2.3 一體 (28)
1.2.3.1 就名一義異 (41-47)	1.2.3.1 就緣起成德、名一義異 (28-33)
1.2.3.2 就名義俱異 (47-58)	1.2.3.2 就無 [爲] 法相、有爲通相 (33-34)

兩文獻の構成は基本的には一致しているが、最後の一體三寶の説明の第二項、『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]と『攝論章』[1.2.3.2就無[爲]法相、有爲通相]とのあいだに顕著な相違が認められる(『大義章』[1.2.3.1就名一義異]と『攝論章』[1.2.3.1就縁起成徳、名一義異]とは基本的には兩者同文)。矢印で示したように、『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]の文は『攝論章』[1.2.2別體]の第二項[1.2.2.2明大[乘別體三寶]]と[1.2.3一體]の第一項[1.2.3.1就縁起成徳、名一義異]とに同文が存在し、一方『攝論章』[1.2.3.2就無[爲]法相、有爲通相]のほうは『大義章』には對應する内容が存在しないので、これは『攝論章』が『大義章』の構成を改變して[1.2.3.2就名義俱異]の文を別の場所に移し、その代わりに新たに独自の説明を付け加えたのだと考えられる。

以下この『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]と『攝論章』[1.2.3.2就無[爲]法相、有爲通相]との説明内容を個別に検討し、一體三寶の本質(「體性」)に對する兩文獻の解釋の相違と『攝論章』の改變の意圖とを調べてみたい。まず『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]の説明は次のとおりである(説明の便のため丸數字を挿入する)。

① 名義俱異者、以名說義、義異故名異。解義不同、佛取智用、法取軌則、僧取和合。『經』云、「佛名爲覺、法名不覺、僧名和合」。② 約智取人、慧是常住行陰、含餘四。佛以常報常果五陰爲體、終徳(→得?)慧爲主、故舉智收餘種。法者、是佛僧一時證常住功徳萬行爲體。僧者、是大地已上義菩薩僧自體無違、亦與法界大菩薩衆理事不乖、名之爲僧、亦以常住報果五陰爲體。③ 法僧在佛、三義等無優劣、若因果相對、法僧有滿不滿異。

④ 問曰、軌則名法者、何故乃云「法名不覺」。解云、佛人秉智、義能覺了。對此智用、法義則寬、不盡名照、故以不覺解法、非謂體無方軌。

(北8392, 47-58)

①「名」(=佛・法・僧の本質)と「義」(=佛・法・僧)とがどちらも異なる(という観点から一體三寶の本質を定義する)とは、(そもそも)「名」によって「義」が説かれているのであるから、「義」が異なれば「名」も異なるのである。(佛・法・僧という)「義」に対する解釋は一樣ではなく、佛寶(の「名」として)は智慧のはたらき(という特質)が取り上げられ、法寶は軌則(衆生の規範となること)が取り上げられ、僧寶は和合が取り上げられる。(だから)『經』に、「佛を覺と名づけ、法を不覺と名づけ、僧を和合と名づける」²⁴⁾と説かれているのである。②(『經』が)智慧(=「覺」)という観点から(佛である)人(の特質)を取り上げているのは、智慧は常住の行陰であり、その他の四陰(=色・受・想・識陰)を含んでいるからである(?)。佛寶は常住の果報である五陰を本質とするが、最終的に獲得する智慧が主要(な特質)であるので、智慧(のみ)を取り上げて(そこに)その他の特質も包含させているのである。法寶とは、佛寶および僧寶が一齊に證得する常住の功德と(その功德を得るための)あらゆる修行とを本質とするものである。僧寶とは、大地(=初地)以上の「義菩薩僧」(第一義によって和合する菩薩僧)²⁵⁾は彼ら自身において(一切の)違諍がなく、また法界の大菩薩衆と理法においても事法においても乖離することがない、これを僧寶と名づけるのであり、やはり常住の果

24) 北本『涅槃經』如來性品「善男子、有法名一義異、有法名義俱異。名一義異者、佛常、法常、比丘僧常、涅槃、虛空皆亦是常、是名名一義異。名義俱異者、佛名爲覺、法名不覺、僧名和合、涅槃名解脫、虛空名非善、亦名無礙、是爲名義俱異」(T12, 395c; 南本四相品T12, 636a)。

25) 「義菩薩僧」の典據は北本『涅槃經』師子吼菩薩品「善男子、僧名和合。和合有二、一者世和合、二者第一義和合。世和合者、名聲聞僧、義和合者、名菩薩僧。世僧無常、佛性是常、如佛性常、義僧亦爾」(T12, 533b; 南本T12, 778ab)。『攝論章』卷第一、三寶義「一就位分二、如『師子品』中說。一者世僧、大地已前乃至凡夫。二者義僧、大地已上乃至金剛」(S2048, 162-163)も參照。

報である五陰を本質とする。③ 法寶および僧寶と佛寶と(の比較)において, (佛・法・僧という) 三つの「義」は(基本的には)同等であり優劣はないが, もし因位と果位とを對比すれば, (佛寶と比較して) 法寶および僧寶には(徳が) 圓滿であるか圓滿ではないかという違いがある。

④ 質問。(法師の言うように) 軌則を法と名づけるのであれば, どうして(『經』に)「法を不覺と名づける」と説かれているのか。回答。佛である人は智慧を保持しており, あらゆることを覺了することができる。この智慧のはたらきと對比して, 法の意味内容は廣義であり, すべてを觀照(する智慧)と名づけるわけではないから, (『經』は)「不覺」によって法を解釋しているのである。(法寶の) 本質に(衆生の) 規範(となるという特質)がないと言っているわけではない。

『大義章』は一體三寶の説明を [1.2.3.1就名一義異]・[1.2.3.2就名義俱異] の二項に分ち, 「名一義異」「名義俱異」という二つの觀點から一體三寶の本質を解釋している。この「名一義異」「名義俱異」という区分は, いま確認した [1.2.3.2就名義俱異] の最初の文(①)に教證として引かれる北本『涅槃經』如來性品(南本「四相品」)の所説に基づくものであり, 『大義章』[1.2.3.1就名一義異]によれば「名」は三寶の「所依の法體」(=本質), 「義」は「能依の三法」(=佛・法・僧)を指している。したがって「名一義異」(「名」は同一だが「義」は異なる)とは, 一體三寶を構成する佛・法・僧(「義」)がいずれも常住であることを本質(「名」とするということであり, 「名義俱異」とは, 上に確認したとおり一體三寶を構成する佛・法・僧(「義」)がそれぞれ覺・不覺・和合という異なる「名」を本質とすることである。別體三寶・一體三寶という概念自體がそもそも『涅槃經』に基づくものであるが²⁶⁾, 『大義章』はその

26) 上注4を参照。

一體三寶の本質を『涅槃經』の所説に基づいて解釋しているわけである。

それに對し『攝論章』[1.2.3.2就無 [爲] 法相、有爲通相] の説明は次のとおりである。

第二者、用無我空等理爲體²⁷⁾。故『攝論』云「以無我義同、故說一乘」、又云「有爲法通相、於一切衆生平等有」。(S2048, 33-34; T85, 1023b)

第二（に無 [爲] 法の法相と有爲法の通相という觀點から一體三寶の本質を定義する）とは、（一體三寶は）無我空などの理法を本質とする。だから『攝大乘論』に「無我という教義は（三乘において）同一であるから、（諸佛は）一乘を説かれた²⁸⁾」とあり、また「（本來自性清淨であるという）有爲法の共通相は、一切衆生に平等に存在している²⁹⁾」とも論じられているのである。

『攝論章』は一體三寶の説明を [1.2.3.1就緣起成徳、名一義異]・[1.2.3.2就無 [爲] 法相、有爲通相] の二項に分かっている。初めの [1.2.3.1就緣起成徳、名一義異] は基本的に『大義章』[1.2.3.1就名一義異] と同文だが、末尾に上引の『大義章』[1.2.3.2就名義俱異] の一文「法僧在佛、三義等無優劣、若因果相對、法僧有滿不滿異」(③) が付け加えられており³⁰⁾,

27) 體『大正藏』は「種」に起こす。

28) 眞諦譯『攝大乘論釋』智差別勝相品「由無我義同、故說一乘」(T31, 265c)。長尾雅人 [1982・87] (X, 32) を参照。

29) 眞諦譯『攝大乘論釋』應知勝相、分別章「論曰、四種清淨法者、一此法本來自性清淨、謂如如、空、實際、無相、眞實、法界。釋曰、由是法自性、本來清淨、此清淨名如如、於一切衆生平等有、以是通相故。由此法是有、故說一切法名如來藏」(T31, 191c)。長尾雅人 [1982・87] (II, 26) を参照。

30) 『攝論章』[1.2.3.1就緣起成徳、名一義異] の文は次のとおり。「第一名一義異者、名定所依法體、義取能依三法、是爲名一義異。『經』云、『佛常、法常、比丘僧常』。常者、是顯時正性體、以法常故、三義是常。就體彰一、常通三處、能依義別、所以說三。故『衆品』云、『若能計三寶、常住同眞諦、此則是諸佛、最上之誓願』。三寶是義、眞諦是所依性體、義從體生、體非義外、三義雖殊、以一種常法爲體、故名常住同眞諦。法僧在佛三義、等無優劣、若因果

『攝論章』の分科「就縁起成徳³¹⁾、名一義異」(有爲法の世界において佛道修行し徳を完成させる³²⁾、「名」は同一だが「義」は異なる、[という二つの觀點から一體三寶の本質を定義する])³³⁾の「縁起成徳」とはおそらくこの一文を意味するものと思われる。また今確認した『攝論章』[1.2.3.2就無[爲]法相、有爲通相]は『大義章』には對應する内容がまったく存在しないものであり、『攝論章』はここで眞諦譯『攝大乘論釋』に基づいて、一體三寶の本質は「一乘」であり、また「一切衆生平等有」の如來藏である³⁴⁾と解釋している。

前述のように『大義章』の一體三寶の説明は『涅槃經』の「名一義異」「名義俱異」という所説に基づくものであったが、『攝論章』は『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]の一文(③)を加えることによって「名一義異」の上に「縁起成徳」というカテゴリーを被せ、さらに『大義章』[1.2.3.2就名義俱異]の最初の文(①)と最後の問答(④)とを別體三寶の説明の第二項(『攝論章』[1.2.2.2明大[乘別體三寶]])に移動させ(②は『攝論章』には對應する部分がない)³⁵⁾、「名義俱異」の代わりに『攝大乘論』の

相對、法僧有滿不滿異」(S2048, 28-33; T85, 1023b)。

31) 徳『大正藏』は「位」に起こす。

32) 隋慧遠『十地義記』卷二本「始心簡擇、名之爲觀。得實云證。證心清淨、縁起成徳、説爲修行」(Z1.71.2, 181c; SZ45, 70c), 『大般涅槃經義記』卷二「『以法常故、諸佛亦常』, 證實成徳。法性縁起、成佛報果、法性常故、報佛亦常」(T37, 668a), 『大乘義章』佛性義「言果性者、佛性之體、縁起成徳、徳滿名果」(T44, 475a)等を参照。

33) 『攝論章』卷第一、三寶義「一體三寶體性者、有二。第一就縁起成徳、名一義異、第二就無[爲]法相、有爲通相」(S2048, 28; T85, 1023b)。

34) 上注29を参照。

35) 『攝論章』[1.2.2.2明大[乘別體三寶]]の文は次のとおり。下線部が『攝論章』のみにみられる説で、それ以外は『大義章』[1.2.3.2就名義俱異](①④)と同文である。「依大乘定體者、若取名、所名法體、佛寶內、化身用假色爲體、報身用常住五陰假人爲體、法佛用顯時眞如爲體。法寶同前二、更加常住行法及唯識等理。僧寶同前、更加常住和合三等。若約詮取旨分別者、以名說義、義異[故名異]。解義不同。佛取智用、法取軌則、[僧取和合。『經』]

説を導入することによって、「縁起成徳」（＝修行による徳の完成）と「無[爲]法相、有爲通相」（＝自性清淨の如來藏）という二つの觀點から一體三寶の本質を解釋する、という論理構成に作り替えているのだと考えられる。

以上、兩文獻 [1.2體性] の中から特に一體三寶に関する兩文獻の解釋を比較検討し、『攝論章』が『大義章』の構成を改變して新たに『攝大乘論』の要素を付け加えていることを論證した。『大義章』の現存部分には『攝大乘論』の引用はみられないので、『大義章』三寶義はまだ『攝大乘論』を知らない段階の文獻であり、『攝論章』三寶義は基本的に『大義章』三寶義をそのまま依用しながら、構成の一部を改變して論理構造を明確にし、さらに部分的に『攝大乘論』の要素を付け加えて、『攝大乘論』に對する「章」形式の注釋の一章として作り替えていると結論してよいだろう。これは當時の佛教教理學の手法を明確に示す、きわめて興味深い實例の一つであると言ってよい。

なお以上の考察はあくまでも兩文獻の「三寶義」のみを對象としたものであり、「三寶義」以外の章題についても兩文獻のあいだに影響関係があったのかどうかは不明である。

三 『續高僧傳』智凝傳の讀解

さきに本稿第一節の(2)で解説したように、『攝論章』卷第一には隋

云、「佛名爲覺，法名不覺，僧名和合」。問，軌則名法者，何故乃云「法名不覺」。解云，佛人乘智，義能覺了。對此智用，法義則寬，不盡名照，故以不覺解法，非謂體無方軌」（S2048, 22-27; T85, 1023b）。[] 内は『大義章』（北8392, 47-48）による補い。

文帝仁壽元年に長安辯才寺で書寫されたことを示す識語があり，釋仁宥・聖凱兩氏はこの記述をもとに當時辯才寺に住していた『攝論』學者，智凝を『攝論章』の撰述者に比定した。しかしこの比定は上引の識語のみを根據として，當該寫本が書寫された寺とその寺に住していた『攝論』學者とを結び付けたものであり，あくまでも推測の域を出ない。

本稿では前節において及法師撰『大義章』三寶義と『攝論章』三寶義とのあいだに密接な関係がみられることを新たに指摘したが，ここで注目したいのは，『續高僧傳』智凝傳に當時の長安における『地論』・『攝論』學者の一人「明及法師」が登場し，明及と智凝とのあいだに密接な交流があったという史實が記されていることである。結論を先に言うと本稿においても『攝論章』の撰述者を確定することはできないが，しかし『大義章』の撰述者「及法師」が智凝傳に登場する「明及法師」であることはほぼ間違いないと思われる。

残念ながら明及には專傳がないので，本節では『續高僧傳』智凝傳を中心に関連資料を讀解し，明及および智凝の傳歴を跡づけることによって，『大義章』および『攝論章』の成立背景を可能な限り明らかにしてみたい。以下 (1) 智凝の傳歴，(2) 明及と智凝，の二項に分けて論ずる³⁶⁾。

36) 以下『續高僧傳』のテキストは『高麗大藏經』第32所收の高麗再雕本を底本とするが，便宜上『大正新脩大藏經』所收本の頁數および段を記しておく。原文校訂の資料として『大正藏』の校勘記のほか，『中華大藏經（北京版）』所收の金藏廣勝寺本とその校勘記等を参照した。なお智凝の傳歴に言及した先行研究として矢吹慶輝 [1933] (p.384)，勝又俊教 [1961] (pp.787-788) がある。

(1) 智凝の傳歴

本傳はまず智凝の出自と少年期の習學の様子を次のように傳えている。

釋智凝，不詳姓族，豫州人。年小出家，積傳師習，經日不忘，並貫懷抱。所誦衆經，數十萬言，須臾便引誦，未嘗温故。及進具後，日聲清³⁷⁾望，群宗遙指，恐無後成。凝聞之歎曰，「俗尚朝聞，不懷夕死。出世道要，何累厚生」。 (T50, 504c-505a)

釋智凝，氏族は不詳，豫州(河南省駐馬店市汝南)³⁸⁾の出身である。若くして出家して，先生の下で研鑽を積み，目にしたものは決して忘れず，すべて心のうちにしっかり留めた。もろもろの經典を暗誦すること，數十萬言にも及んだが，すぐさまやすやすと引用暗誦して，覚え直す³⁹⁾ようなことは一度もしなかった。具足戒を受けてからというもの，日増しに清らかな評判が高くなったが，當時の第一人者たちは遠くから彼を指差して，きっと年齢を重ねて大成することはないだろう(と噂していた)。智凝はそれを耳にすると嘆息してこう言った。「俗人でさえ朝(正しい道)を聞くことができたなら，その日の晩に死ぬことも意に介さないものだ⁴⁰⁾。ましてや世間の苦しみから離脱することこそが佛道の要點であるのに，どうしてわざわざ長生きしなければならないのか」。

後掲の本傳によれば智凝は隋煬帝の大業年間(605-618)に四十八歳で没したので，生年は558年から571年の間ということになる。次下に述べるように智凝は590年に彭城(江蘇省徐州市)の靖嵩(537-614)の下へ遊學に出るので，おそらくそれまでは豫州の地において，佛學の基礎を學

37) 清 底本は「情」に作るが，宋元明三本が「清」に作るのに従う。

38) 北齊の豫州治は汝南。『隋書』地理志中「汝南郡(後魏置豫州，東魏置行臺。後周置總管府，後改曰舒州，尋復曰豫州，……)，統縣十一，……汝陽(舊曰上蔡，置汝南郡)」。

39) 原文「温故」は『論語』爲政「子曰，温故而知新，可以爲師矣」をふまえる表現。

40) 原文「俗尚朝聞，不懷夕死」は『論語』里仁「子曰，朝聞道，夕死可矣」をふまえる表現。

んだのではないかと思われる。豫州における師承等は不明である。

本傳は續いて彭城の靖嵩の下での習學の様子を次のように傳えている。

遂往彭城嵩公⁴¹⁾，仰諮『攝論』。……初講纔訖第二勝相，顧諸徒曰，「『攝論』綱旨，都可見矣。餘文無暇更聽」。便欲制疏，往辭於嵩，……便拜首別焉。時以爲誇誕，未之欣尚也，及著疏既了，剖決詞宗，依而講解，聲望轉盛。(T50, 505a)

かくして彭城の嵩公(靖嵩)のもとへ行き、『攝大乘論』について教えを請うた。……最初の講義でやっと(『攝大乘論』全十章のうち)第二勝相(=應知勝相品)まで(の解説)が終わると、(智凝は)同輩の學徒たちのほうを振り返ってこう言った。「『攝大乘論』の要旨は、すっかり確認することができた。残りの文章(=第三章以下の八章)についてはもうこれ以上聴講するまでもない」。さっそく(『攝大乘論』の)「疏」を制作しようと考え、出掛けていって靖嵩に暇乞いをし、……すぐに拜首して立ち去った。その時は大法螺吹きと思われただけで、稱揚されることはなかったが、「疏」の著述が完了し、(『攝大乘論』の)文旨を分析確定すると、それに基づいて講説を行い、智凝の名聲は次第に高くなっていった。

靖嵩はもと北齊地域の僧であったが、北周武帝(在位560-578)の廢佛を避けて南朝陳の建康(江蘇省南京市)に避難し、眞諦三藏の直弟子、法泰に教えを受けた眞諦直系の學匠の一人である⁴²⁾。『續高僧傳』靖嵩傳によれば靖嵩は開皇十年(590)、曇遷(542-607)の奏上によって同年以前に私度した僧尼すべての出家が許可されたのを契機に北地へ戻り、彭城で開講して眞諦の學問を傳えた⁴³⁾。靖嵩傳には靖嵩の『攝大乘論』の講

41) 何果厚生遂往彭城嵩公『大正藏』が「何果厚生城遂往嵩公」に作るのは誤植。

42) 靖嵩の略歴については拙稿[2012]を参照。

43) 『續高僧傳』卷十八、習禪篇三、釋曇遷傳「十年春，帝幸晉陽，勅遷隨駕。……帝曰，『弟子行幸至此，承大有私度山僧。於求公貴，意願度之如何』。遷曰，『昔周武御圖，殄滅三寶，衆

義を聴きに續々と學徒が押し寄せたとあるから⁴⁴⁾、おそらく智凝もその一人として、最新の眞諦譯『攝大乘論』を學ぶために駆け付けたのであろう⁴⁵⁾。

そして智凝は靖嵩の講義を聴講して『攝大乘論』の奥旨を理解するとすぐに『攝大乘論』の「疏」を完成させ、自ら講義を行い、さらに長安へ赴いて弘法する。

後赴京輦，居于辯才，引衆常講，亟傳徽緒。隋文法盛，屢興殿會，名達之僧，多參勝集。唯凝一人領徒弘法，至於世利，曾不顧眄，所以學侶成德，實異同倫。後住禪定，猶宗舊習。大業年中，卒於住寺。春秋四十有八。(T50, 505a)

その後、都に赴いて、辯才寺に居住し、聴衆を率いて常に講義を行い、しばしば見事な教えを傳授した。文帝は佛法に熱心で、しばしば宮殿内で法會を催し、著名な僧たちは、大抵その招集に應じて參席していた。(しかし) 獨り智凝だけは(それらに加わることなく) 學徒を率いて佛法を弘通し、世間的な名利には、一切見向きもしなかったため、彼の學徒たちが徳行を完成させていく様子は、まったく當時の同學の僧たちから際立っていた。後に禪定寺⁴⁶⁾に住したが、そこでも昔からの(ひたむきな修行の)

僧等或割迹幽巖，或逃竄異境。……」。帝沈慮少時，方乃允焉。因下勅曰，『自十年四月已前，諸有僧尼私度者，並聽出家』。故率土蒙度數十萬人，遷之力矣」(T50, 572c-573a)，卷十、義解篇六、釋靖嵩傳「開皇十年，勅僚庶等，有樂出家者並聽。時新度之僧，乃有五十餘萬，爰初沐化，未日知津。嵩與靈侃等二百許僧，聞機乘濟，俱還江北。行達徐方，盛開講肆」(T50, 501c)。

44) 『續高僧傳』釋靖嵩傳「於是常轉法輪，江淮通潤，遂使化移河北，相繼趨途，望氣相奔，俱詔『攝論』」(T50, 501c)。

45) なお靖嵩の系統にもう一人重要な人物として道基(577以前-637)がいる。道基の傳記および著述については拙稿「2010b」・「2012」を参照。

46) 『續高僧傳』釋曇遷傳「及獻后云崩，於京邑西南置禪定寺」(T50, 573c)。禪定寺(および大禪定寺)の沿革について、CHEN Jinhua [2002]を参照。

慣習を守り續けた。大業年間(605-618)に、住寺(=禪定寺)で亡くなった。四十八歳であった。

智凝が最初に止住した辯才寺は、先行研究も指摘するとおり開皇十年(590)に智凝のために創建された寺である⁴⁷⁾。韋述『兩京新記』卷三、懷德坊條に次のようにある⁴⁸⁾。

十字街西之北、辨才寺(本鄭孝王亮隋代舊宅。亮子司空淮安王神通、以開皇十年、爲沙門智凝立此寺於群賢坊。以智凝辨才不滯、因名寺焉。武德二年、移於此)。

十字街の西北の區劃に、辯才寺がある(もとは鄭孝王李亮⁴⁹⁾の隋代の舊宅であった。李亮の息子の司空 淮安王 李神通(?-630)⁵⁰⁾が、開皇十年に、沙門智凝のためにこの寺を(懷德坊の北隣の)群賢坊に建立した。智凝は辯才さわやかであったから、それに因んで寺の名としたのである。(唐高祖の)武德二年(619)に、ここ(=懷德坊)に移轉した)。

前述のとおり靖嵩が彭城で開講したのは590年のことであり、この『兩京新記』の記述によれば辯才寺が建立されたのも同じ590年のことである。智凝は靖嵩が彭城に至るやいなや靖嵩の下に馳せ參じ、同年にまた長安

47) 聖凱 [2006] を参照。

48) 『兩京新記』卷三のテキストは福山敏男「校注 兩京新記卷第三及び辨釋」(同 [1983] pp.134-135) による。韋述の傳や『兩京新記』の成立年代等については福山氏の解説に詳しい。なお隋唐の長安城(大興城)についてはほかに平岡武夫(編) [1956]、徐松(撰)・愛宕元(譯注) [1994]、楊鴻年 [1999]、辛徳勇 [2006] 等を、また特に長安城内の佛寺については塚本善隆 [1974]、小野勝年 [1989]、龔國強 [2006] 等を参照。

49) 李亮は唐の太祖李虎の第八子(世祖李昀は第三子)で、高祖李淵の叔父に當たる。鄭孝王は追封。傳は『新唐書』卷七十八。なお中唐の鬼才の詩人、李賀(791-817)はこの李亮の系統の出自と傳えられている。『舊唐書』卷一百三十七、李賀傳「李賀、字長吉、宗室鄭王之後」、『新唐書』卷二百三、文藝傳下「李賀、字長吉、系出鄭王後」。

50) 李神通は李亮の長子で、高祖李淵の從父弟に當たる。司空は追贈。傳は『舊唐書』卷六十、『新唐書』卷七十八。

に向かったに違いない。

長安において智凝の薫陶を受けた弟子として、『續高僧傳』中には智則⁵¹⁾・靈覺・道卓・道積(568-636)・僧辯(568-642)の五名が記録されている。靈覺・道卓の兩人はもともと蜀(四川省)の地の出身で、長安において智凝に師事した後、蜀に戻って『攝大乘論』を振興した⁵²⁾。道積は後に蒲州(河東郡, 山西省蒲州)⁵³⁾普救寺に住し、隋末の混亂期に河東郡の守護を任された堯君素が僧衆を守備に驅り出そうとした際、命を賭して諫めた事績が知られている⁵⁴⁾。また僧辯は法常(567-645)・道岳(568-636)らと並んで隋末唐初の長安を代表する「攝論宗」の學匠の一人であり、インドへ出発する前の玄奘(602?-664)が長安に遊學した際、玄奘の天才を認めた師の一人でもある⁵⁵⁾。これらの弟子の事績は、いずれも智凝が隋代長安における『攝論』研究の有力な學匠の一人であったことを證するものであると言うことができよう。

51) 『續高僧傳』卷二十五、感通篇上、釋智則傳「釋智則, 姓馮(『大正藏』が「憑」に作るのは誤植), 雍州長安人。二十出家, 止辯才寺, 聽凝法師『攝論』四十餘遍」(T50, 655a)。

52) 『續高僧傳』釋智凝傳附傳「有學士靈覺、道卓, 並蜀土名僧, 依承慧解, 擅迹京室, 晚(『大正藏』が「逸」に作るのは誤植)還益部, 弘贊厥宗, 故岷洛(諸本作「絡」)『攝論』, 由之而長矣」(T50, 505a)。なお「岷絡」の典據は左思「蜀都賦」(『文選』卷四)「岷山之精, 上爲井絡」, 李善注「『河圖括地象』曰, 『岷山之地, 上爲井絡。帝以會昌, 神以建福, 上爲天井』。言岷山之地, 上爲東井維絡。岷山之精, 上爲天之井星也」。

53) 『隋書』地理志中「河東郡(後魏曰秦州, 後周改曰蒲州), 統縣十, ……河東」。

54) 『續高僧傳』卷二十九、興福篇、釋道積傳(T50, 696bc)。諸戸立雄[1990](pp.502-503), 藤善眞澄[2004](pp.87-88)を参照。堯君素の傳は『隋書』卷七十一、誠節傳, 『北史』卷八十五、節義傳。

55) 『續高僧傳』卷十五、義解篇十一、釋僧辯傳「受具已後, 專尋經論。時有智凝法師, 學望京華, 德隆岳表。辯從問知津, 乃經累載, 承席覆述, 允合同倫」(T50, 540b)。『續高僧傳』卷四、譯經篇四、釋玄奘傳「沙門僧辯法輪論士, 機慧是長, 命來連坐吾之徒也」(T50, 447b)。『大慈恩寺三藏法師傳』卷一「時長安有常、辯二大德, ……雖含綜衆經, 而偏講『攝大乘論』。……二德並深嗟賞, 謂法師曰, 汝可謂釋門千里之駒」(T50, 222bc)。

(2) 明及と智凝

さて『續高僧傳』智凝傳は上引のように智凝の傳歴を記述した後、續けて智凝と「明及法師」との密接な交流を記録している。

初凝傳法關東，無心京講，有明及法師者，『攝論』嘉名，宗續相師，凝當其緒。年事衰頓，仍令學士延凝，既達相見，一無餘述，但問云，「黎耶識滅不」。凝曰，「滅矣」。及乃勇身起坐，撫掌大慶，不久而卒。凝因承及緒，故學者不移其宗。(T50, 505a)

最初、智凝は關東(函谷關以東)で佛法を教授しており、都で講席を開くつもりはなかったのだが、(當時長安に)明及法師という者がおり、『攝大乘論』によって名聲が高く、智凝と交流があり⁵⁶⁾お互いに認め合う関係であったので、智凝は(長安で)開講することにしたのである。(明及は)老齡に差しかかり衰弱すると、(門下の)學士に智凝を招かせ、(智凝が)やって来て對面すると、ほかのことは何も言わず、ただこう質問した。「アーラヤ識は滅したか」。智凝はこう答えた。「滅した」⁵⁷⁾。(それを聞くと)明及はなんと體を奮いたたせて座席から起き上がり、手を叩いて大喜びし、(その後)しばらくして亡くなった。智凝はそこで明及の學系を引き繼いだので、(明及門下の)學士たちは(師の没後も)その宗旨を變えることはなかった。

初めに述べたように明及には專傳がないが、この智凝傳のほかにも二箇所、

56) 原文「宗續」は「踪蹟」の誤りか。陳寅恪 [2001] (p.199) に「或踪蹟之誤、俟考」とあるのを参照。

57) この對話の思想的背景として、たとえば眞諦譯『決定藏論』卷上に次のようにあるのを参照。「一切行種煩惱攝者，聚在阿羅耶識中。得眞如境智，增上行故，修習行故，斷阿羅耶識，即轉凡夫性，捨凡夫法，阿羅耶識滅。此識滅故，一切煩惱滅，阿羅耶識對治，故證阿摩羅識。阿羅耶識是無常，是有漏法，阿摩羅識是常，是無漏法。得眞如境道，故證阿摩羅識」(T30, 1020b)。なおこの對話に言及した先行研究として宇井伯壽 [1930] (pp.402-403)、織田顯祐 [1990] がある。

『續高僧傳』中に関連する記述を見出すことができる。まず『續高僧傳』卷二十、習禪篇五、釋道哲(564-635)傳に次の記述がある。

釋道哲，姓唐，齊郡臨邑人。初投潁川明及法師，學『十地』『地持』，爲同聽者所揖。具戒已後，正奉行門。(T50, 588c)

釋道哲，本姓は唐，齊郡臨邑(山東省德州市臨邑の南)⁵⁸⁾の出身である。最初，潁川(河南省許昌市)⁵⁹⁾の明及法師のもとに身を寄せて、『十地經論』と『菩薩地持經』とを學び，同輩たちに一目置かれる存在となった。具足戒を受けてからは，もっぱら戒律に基づく行いに精力を傾けた。

前項に引いたとおり智凝の出身地は豫州であったが，ここに明及の出身地が潁川と記されているので，兩者の出身地は同じ河南省内の近い地域であったことが分かる。またこれも前項で確認したとおり智凝は具足戒を受戒した後，590年に彭城の靖嵩の下へ遊學に出たが，いまの道哲傳の記述によると道哲は具足戒を受ける以前，つまり二十歳で受戒したと假定して583年以前に明及に師事していた。したがっておそらく明及は年齢的に智凝よりも先輩であり，出身地が近いことから兩者の交流が芽生えたのではないかと思われる。

また次に前項に名を擧げた智凝の弟子の一人，道積の傳に次のような記述がある。

至十八年，入於京室，依⁶⁰⁾寶昌寺明及法師，諮習『地論』。又依辯才智凝法師『攝大乘論』，於十義熏習，六分轉依，無塵惟識，一期明悟。(T50, 696a)

58) 「齊郡」は隋代の地名。『隋書』地理志中「齊郡〈舊置齊州〉，統縣十，……歷城，祝阿，臨邑，……」。

59) 『隋書』地理志中「潁川郡〈舊置潁州，東魏改曰鄭州，後周改曰許州〉，統縣十四，……潁川〈舊曰長社，置潁川郡〉」。

60) 依『大正藏』が「供」に作るのは誤植。

開皇十八年(598)になって、都に入り、寶昌寺の明及法師に師事して、『十地經論』を學習した。さらに辯才寺の智凝法師に『攝大乘論』を師事し、「十義熏習」「六分轉依」「無塵唯識」(等の教義)⁶¹⁾について、いっぺんに明確に理解した。

道積は598年、29歳のときに長安に入り、明及と智凝とに師事した。前述のとおり明及と智凝とのあいだには密接な交流があったから、道積は同時期に両者に師事したのであろう⁶²⁾。また本項の最初に確認した智凝傳では明及も『攝論』學者とされていたが、さきの道哲傳およびいまの道積傳の記述では明及は『地論』學者とされている。おそらく明及は元來、北朝系の『地論』學者であって、師承は不明ながら後に『攝大乘論』を學び、隋の創業後に長安にやって來たのだらう⁶³⁾。

なお明及の生卒年は正確には不明だが、智凝傳の記述によって智凝が入京した590年には長安にいたことが分かり、また道積傳の記述により598年までは存命であったことが分かる。道哲傳には道哲が後に長安にやって來て仁覺寺に住し、曇遷に師事して『攝大乘論』を學んだという記述があるから⁶⁴⁾、おそらくその時には曾ての師、明及は亡くなっていたのだと

61) 「十義熏習」「六分轉依」の詳細は不明。「無塵唯識」は眞諦譯『攝大乘論釋』應知勝相品、相章に「論曰、如此衆識唯識、以無塵等故」(T31, 182b)とある。また『續高僧傳』卷一、譯經篇初、拘那羅陀(眞諦)傳に「嶺表所譯衆部、多明無塵唯識。言乖治術、有蔽國風」(T50, 430b)とあるのも参照。

62) なお本文上引の韋述『兩京新記』によれば智凝の住寺である辯才寺は初め群賢坊に建てられていたが、明及の住寺である寶昌寺はその群賢坊の北隣の居徳坊にあった。『兩京新記』卷三、居徳坊條「東南隅、光(→先)天寺<[本寶昌寺。隋開皇三年(583)、勅大興、長安兩縣、各置一寺、因立寶昌、禪林二寺。東西相對、時人謂之縣寺。]其地本漢國(→園)丘餘趾。光(→先)天元年(712)、改爲先天寺」(〔〕内は宋敏求『長安志』による補い。福山敏男[1983] p.133; 160; 177を参照)。

63) この點は結城令聞[1987]に簡単な指摘がある。

64) 『續高僧傳』釋道哲傳「聞京邑道盛、乃步從焉。初至、住仁覺寺。沙門曇遷有知人之譽、敬

思われる。

以上『續高僧傳』智凝傳を中心に明及と智凝との密接な交流を確認し、あわせて明及の傳記事實を考證した。最初に解説したとおり『攝論章』巻第一は智凝の住寺であった辯才寺で書寫された文獻であり、また前節で検討したとおり及法師撰『大義章』と『攝論章』とのあいだに密接な依用關係があることを確認することができる。今これらの事實を考え合わせると、智凝傳に登場する明及が『大義章』の撰述者「及法師」であることはほぼ確實であると言ってよいだろう。また前節で指摘したとおり『大義章』三寶義と『攝論章』三寶義の最も重要な相違は、『攝論章』にみられる眞諦譯『攝大乘論釋』の要素が『大義章』には存在しないということであった。おそらく『大義章』は明及がまだ『攝大乘論』を學んでいない段階で撰述した文獻なのであろう。

ただ以上の考察によっても、『攝論章』の撰述者を現段階で確定することはできない。『攝論章』三寶義にみられる『攝大乘論』の要素は、あるいは明及自身が『大義章』三寶義を改變して付け加えたものであるのかもしれないが、ほかの第三者(智凝?)が明及の著述を依用し發展させた可能性もある。この点を明らかにするためには、『攝論章』現存殘卷の思想内容の更なる検討が必要とされる。しかしいずれにしても、『大義章』および『攝論章』は隋代長安、特に明及・智凝周邊における『地論』・『攝論』學の貴重な實録であると言ってよいだろう。

備師禮, 從受『攝論』(T50, 588c)。なお道哲と仁覺寺について, CHEN Jinhua [2002] (p. 42, n. 89; p. 44, n. 95) を参照。

結語

以上, 本稿ではまず最初に及法師撰『大義章』と『攝論章』卷第一とに關する基本情報を整理し, 次に兩文獻「三寶義」を比較對照して『攝論章』三寶義が『大義章』三寶義を改變して成り立っていることを論證し, さらに『大義章』の撰述者「及法師」を『續高僧傳』智凝傳に名のみえる「明及法師」に比定した。

從來からも指摘されているように, 『攝大乘論』を初めとする眞諦譯の諸經論は眞諦が活動した南地において積極的に受け入れられることはなかったが, 逆に本論でも言及した曇遷や靖嵩らが廢佛を避けて南朝陳に亡命した際に『攝大乘論』等入手し, 隋の建國後に北地に戻って『攝大乘論』等を開講したことによって, 北地において盛んに研究されるようになった。本稿で考察した『大義章』三寶義と『攝論章』三寶義とのあいだの依用と發展の關係は, まさに當時の北地における『攝大乘論』受容とその手法の非常に明快な實例であると言えよう。

今後, 敦煌寫本中に傳存する『攝大乘論』注釋書をさらに網羅的に研究することによって, 隋唐初におけるいわゆる「攝論宗」の思想運動の實態をさらに明らかにしていきたいと考えている。

参 考 文 献

- 青木隆 [2000] 「地論宗の融即論と縁起説」(荒牧典俊 [編著] 『北朝隋唐 中國佛教思想史』法藏館)
- 荒牧典俊 [1980] 「唯識章 解説」(『文選 趙志集 白氏文集』, 天理圖書館善本叢書 漢籍之部 第2卷, 天理大學出版部)
- 荒牧典俊 [2000] 「北朝後半期佛教思想史序説」(同 [編著] 『北朝隋唐 中國佛教思想史』法藏館)
- 池田將則 [2009a] 「敦煌出土攝論宗文獻『攝大乘論疏』(俄Φ334) 校訂テキスト(上)」(龍谷大學東洋史學研究會『東洋史苑』第73號)
- 池田將則 [2009b] 「敦煌本『攝大乘論抄』の原本(守屋コレクション本)と後續部分(スタイン2554)とについて——翻刻と研究——(前篇)」(龍谷大學佛教史研究會『佛教史研究』第45號)
- 池田將則 [2010a] 「敦煌出土攝論宗文獻『攝大乘論疏』(俄Φ334) 校訂テキスト(下)」(龍谷大學東洋史學研究會『東洋史苑』第74號)
- 池田將則 [2010b] 「道基『雜阿毘曇心章』卷第三(Stein 277+Pelliot 2796)——[1]『四善根義』校訂テキスト——」(龍谷佛教學會『佛教學研究』第66號)
- 池田將則 [2010c] 「敦煌本『攝大乘論抄』の原本(守屋コレクション本)と後續部分(スタイン2554)とについて——翻刻と研究——(後篇)」(龍谷大學佛教史研究會『佛教史研究』第46號)
- 池田將則 [2010d] 「敦煌出土 北朝後半期『教理集成文獻』(俄Φ180)について——撰述者は曇延か——」(金剛大學校佛教文化研究所 [編] 『地論思想の形成と變容』國書刊行會)
- 池田將則 [2010e] 「敦煌出土攝論宗文獻『攝大乘論疏』(北6904V) ——解

- 題と翻印——) (『龍谷大學 大學院文學研究科紀要』第32集)
- 池田將則 [2012] 「道基の生涯と思想——敦煌出土『雜阿毘曇心章』卷第三 (S277+P2796) 『四善根義』を中心として」(船山徹 [編] 『眞諦三藏研究論集』京都大學人文科學研究所)
- 宇井伯壽 [1930] 『印度哲學研究』第六 (甲子社書房。再版, 岩波書店, 1965年)
- 宇井伯壽 [1969] 『西域佛典の研究——敦煌逸書簡譯——』(岩波書店)
- 織田顯祐 [1990] 「敦煌本『攝大乘論抄』について」(『印度學佛教學研究』第38卷第2號)
- 小野勝年 [1989] 『中國隋唐 長安・寺院史料集成』史料篇・解説篇 (法藏館)
- 勝又俊教 [1961] 『佛教における心識説の研究』(山喜房佛書林)
- 菊池英夫 [1980] 「隋・唐王朝支配期の河西と敦煌」(榎一雄 [編] 『敦煌の歴史』講座敦煌2, 大東出版社)
- 塚本善隆 [1938] 「國分寺と隋唐の佛教政策並びに官寺」(角田文衛 [編] 『國分寺の研究』考古學研究會。『日中佛教交渉史研究』塚本善隆著作集第6卷, 大東出版社, 1974年)
- 塚本善隆 [1958] 「敦煌佛教史概説」(西域文化研究會 [編] 『敦煌佛教資料』西域文化研究 第一, 法藏館。『中國中世佛教史論攷』塚本善隆著作集第3卷, 大東出版社, 1975年)
- 塚本善隆 [1974] 「隋文帝の宗教復興特に大乘佛教振興——長安を中心にして——」(『南都佛教』第32號)
- 土橋秀高 [1980] 『戒律の研究』(永田文昌堂)
- 長尾雅人 [1982・87] 『攝大乘論 和譯と注解』上・下 (インド古典叢書, 講談社)
- 平井有慶 [1980] 「敦煌本・佛教綱要書の変遷」(『大正大學總合佛教研究所

年報』第2號)

平岡武夫(編)[1956]『唐代の長安と洛陽』索引篇・資料篇・地圖篇(唐代研究のしおり 第五～第七, 京都大學人文科學研究所)

平川彰[1999]『律藏の研究』I(平川彰著作集第9卷, 春秋社)

福山敏男[1983]『中國建築と金石文の研究』(福山敏男著作集6, 中央公論美術出版)

藤善眞澄[2004]『隋唐時代の佛教と社會 彈圧の狭間にて』(アジア史選書, 白帝社)

諸戸立雄[1990]『中國佛教制度史の研究』(平河出版社)

矢吹慶輝[1933]『鳴沙餘韻 敦煌出土未傳古逸佛典開寶』解説篇(岩波書店。再版, 臨川書店, 1980年)

山崎宏[1942]『支那中世佛教の展開』(清水書店。重版, 法藏館, 1971年)

結城令聞[1987]「地論宗北道派の行方」(『東方學論集』東方學會創立四十年周年記念, 東方學會。『華嚴思想』結城令聞著作選集2, 春秋社, 1999年)

陳寅恪[2001]『讀書札記三集』(陳寅恪集, 三聯書店, 北京)

陳垣[1931]『敦煌劫餘錄』(復印, 黃永武[主編]『敦煌叢刊初集』新文豐出版公司, 臺灣, 1985年)

龔國強[2006]『隋唐長安城佛寺研究』(文物出版社, 北京)

黃永武(主編)[1981-86]『敦煌寶藏』(新文豐出版公司, 臺灣)

聖凱[2006]『攝論學派研究』(宗教文化出版社, 北京)

釋仁有[2004]「攝論師所傳的『攝論』思想——以道基、道瑛、靈潤爲中心」(『中華佛學研究』第8期)

辛德勇[2006]『兩京新記輯校 大業雜記輯校』(長安史蹟叢刊, 三秦出版社, 西安)

徐松 (撰)·愛宕元 (譯注) [1994] 『唐兩京城坊攷 長安と洛陽』 (東洋文庫
577, 平凡社)

楊鴻年 [1999] 『隋唐兩京城坊里譜』 (上海古籍出版社)

CHEN Jinhua [2002] *Monks and Monarchs, Kinship and Kingship: Tanqian
in Sui Buddhism and Politics* (Scuola Italiana di Studi sull'Asia
Orientale, Kyoto)

Lionel Giles [1957] *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts
from Tunhuang in the British Museum* (The Trustees of the British
Museum, London)

附一 及法師撰『大義章』（北8392）翻印

凡例

- 一、黄永武（主編）[1981-86] 所收の寫眞版を底本とする。本文獻は孤本であるが、仁壽元年寫『攝論章』卷第一（S2048）を一種の對校本として活用した。
- 二、翻印者の理解によって分節し、[] 内にセクション番號と見出しを附す。見出しは原則として各セクション中の用語を使用し、ゴシック體で示す。
- 三、原文の行數を各行の行頭に挿入し、（ ）で括ったアラビア數字で示す。
- 四、料紙の破れめは「……」で表し、字數を推定した場合は「*」で示す。
- 五、判讀不能もしくは未詳の文字は□で表す。
- 六、一部缺損のある文字を殘畫から推定した場合は注記する。ただし文字のごく一部が缺けているだけで特に問題なく判讀できる場合は一々注記しない。
- 七、原文の異體字や俗字・略字等は基本的に現今通行の正字に改める。
- 八、以下の假借字は適宜改める。
惠→慧、懷→壞、昭→照
- 九、以下の文字は本來は別字だが、慣用にあわせて置き換える。
碍→礙、卅→三十
- 十、翻印者の理解によって句讀を施す。句の區切りを示す場合には「、」を用い、並列關係を示す場合には「、」を用いる。

十一, 書名は『 』で括り, 品名・引用等は「 」で括る。

十二, 注において以下の略稱を用いる。

『勝鬘經』: 求那跋陀羅譯『勝鬘師子吼一乘大方便方廣經』(大正353番)

『涅槃經』: 曇無讖譯『大般涅槃經』(大正374番)

南本: 曇無讖譯・慧嚴等再治『大般涅槃經』(大正375番)

『寶性論』: 勒那摩提譯『究竟一乘寶性論』(大正1611番)

科段

※丸括弧内の數字は寫本の行數。

0 首題、撰號、章題 (1-2)

1 三寶義 (3)

1.1 名義

1.1.1 解義 (4-19)

1.1.2 得名 (19-20)

1.2 體性 (20-21)

1.2.1 名字三寶 (21-24)

1.2.2 別體三寶 (24-25)

1.2.2.1 明小乘別體三寶 (25)

1.2.2.1.1 依『雜心』 (25-32)

1.2.2.1.2 依『成實論』 (32-37)

1.2.2.2 明大乘別體三寶 (37-40)

1.2.3 一體三寶 (40-41)

1.2.3.1 就名一義異 (41-47)

- 1.2.3.2 就名義俱異 (47-58)
- 1.3 別解 (58-59)
 - 1.3.1 次第 (59-65)
 - 1.3.2 說三所以 (65-76)
 - 1.3.3 解義 (77)
 - 1.3.3.1 解名字 (77-83)
 - 1.3.3.2 解別體 (83-85)
 - 1.3.3.2.1 小乘 (85-86)
 - 1.3.3.2.1.1 依『雜心』
 - 1.3.3.2.1.1.1 佛寶 (86-97)
 - 1.3.3.2.1.1.2 法寶 (97-119)
 - 1.3.3.2.1.1.3 僧寶 (119-129)
 - 1.3.3.2.1.2 依『成實』
 - 1.3.3.2.1.2.1 佛寶 (129-132)
 - 1.3.2.3.1.2.2 法寶 (132-138)
 - 1.3.3.2.1.2.3 僧寶 (138-144)
 - 1.3.3.2.2 大乘 (145-146)
 - 1.3.3.2.2.1 因果相對總說 (146-154)
 - 1.3.3.2.2.2 通相別說 (154-164)
 - 1.3.3.3 解一體 (164-176)
 - 1.3.4 對三歸辯同異 (176-183)
 - 1.3.4.1 依『雜心』 (183-194)
 - 1.3.4.2 『成實論』 (194-196)
 - 1.3.4.3 大乘 (196-197)
 - 1.3.4.3.1 一體三寶 (197-203)

1.3.4.3.2 別體三寶 (203-205) (後缺)

1.3.5 明福田益物 (缺)

1.4 總釋 (缺)

本文

[0首題、撰號、章題]

(1)『大義章』及法師撰

(2) * * ⁶⁵⁾ □□⁶⁶⁾ 四無量 六神通

[1三寶義]

[1.1名義]

[1.1.1解義]

(3)三寶義有四。一名義，二體性，三別解，四總釋。

(4)第一名義者，有二。一解義，二得名。

解義者，佛陀者，是天竺⁶⁷⁾語音，(5)此云覺者⁶⁸⁾。如來內成真智，於世間出世間朗然大悟⁶⁹⁾。既自覺悟，(6)令他覺悟⁷⁰⁾，名爲佛陀。達摩者，此方名法。諸佛所說，能軌成(7)心行，名爲達摩。僧伽者，此名和合衆。四人已上，不乖理(8)事，無有違諍，名爲僧伽。

65) * * 「三寶」か。下文「三寶義有四」(北8392, 3)。

66) □□ 「三佛」か。隋慧遠『大乘義章』三佛義「三佛之義，出『地經論』，……一法身佛，二報身佛，三應身佛」(T44, 837c)を参照。

67) 竺 原文は「竹」に作るが，假借とみなして改める。

68) 覺者『成實論』十號品「佛者，若過去、未來、現在諸法，有爲、無爲、有盡、無盡、若龜、若細等一切諸法，坐道場時，除無明睡，得一切智，朗然大悟，故名覺者」(T32, 242c)。

69) 朗然大悟 前注を参照。

70) 既自覺悟令他覺悟『涅槃經』梵行品「云何爲佛。佛者名覺，既自覺悟，復能覺他」(T12, 469c; 南本T12, 712b)。

此等三種、並皆稱寶者、有二。一明(9)三寶體勝、二義能益物。

一體勝者、如『寶性論』說、「世間珍(10)寶、凡有六義。一者眞寶世間稀有難得。二者明淨無垢。三者勢力威(11)德。四者莊嚴世間。五者最上勝妙。六者不變、不可⁷¹⁾改異。佛、法、(12)衆僧亦有六義。一無善根者終不能得。二離一切有漏法。三具足六(13)通不可思議威德自在。四能莊嚴出世間法。五以出世法⁷²⁾故最上勝妙。六以得無(14)漏法、世間八法不能動故⁷³⁾。

二義能益物者、三種境界是無上福田、(15)有心歸仰、起⁷⁴⁾尊重⁷⁵⁾意、能生淨⁷⁶⁾信、起勝修行、住於一地乃至⁷⁷⁾十地、(16)得無上菩提。天魔、外道師及弟子、違陀等經、從⁷⁸⁾使苦行(17)求慶、終無此利。譬如意寶珠、能令災孽不起、生利無窮、(18)爲物所珍、故名爲寶。諸餘凡物、事無此用、故舉事(19)況法、三皆名寶。

[1.1.2得名]

得名者、佛就用受稱。法者當體。僧(20)者就義得名。

71) 可 殘畫により推定。

72) 五以出世法『攝論章』(S2048, 1)により補う。

73) 世間珍寶…不能動故『寶性論』僧寶品「所言寶者、有六種相似。依彼六種相似相對法、故佛、法、衆僧說名爲寶。何等爲六。一者世間難得相似相對法、以無善根諸衆生等、百千萬劫不能得故。偈言『眞寶世希有』故。二者無垢相似相對法、以離一切有漏法故。偈言『明淨』故。三者威德相似相對法、以具足六通、不可思議威德、自在故。偈言『勢力』故。四者莊嚴世間相似相對法、以能莊嚴出世間故。偈言『能莊嚴世間』故。五者勝妙相似相對法、以出世間法故。偈言『最上』故。六者不可改異相似相對法、以得無漏法、世間八法不能動故。偈言『不變』故」(T31, 826c)。

74) 心歸仰起 殘畫と『攝論章』(S2048, 2)により推定。

75) 尊重 殘畫により推定。

76) 生淨 殘畫により推定。

77) 地乃至 殘畫により推定。

78) 從「縱」に通ず。

[1.2體性]

[1.2.1名字三寶]

第二體性, 就三種定體。一名字三寶, 二別體(21)三寶, 三一體三寶。

名字三寶體者, 土木金銅彩⁷⁹⁾畫形像、紙素(22)經卷, 此二以色法爲體。

凡夫比丘剔髮染衣, 身被法服, 亦⁸⁰⁾有(23)事和之義, 四人已上和合衆爲體。若就僧因, 人爲體⁸¹⁾, 人□⁸²⁾(24)別用陰爲體。

[1.2.2別體三寶]

[1.2.2.1明小乘別體三寶]

[1.2.2.1.1依『雜心』]

別體三寶體者, 有二。一明小乘別體三寶, 二⁸³⁾(25)明大乘別體三寶。

小乘中有二⁸⁴⁾。一依『雜心』明別體, 二依『成實論』。

『雜心』(26)論主明⁸⁵⁾佛有二種身⁸⁶⁾。一生身, 二法身。生身體者, 謂報生(27)等智相好之身及諸得四相, 是生身佛體。法身者, 以無漏智(28)慧及有漏種智方便現起, 是法身佛體。

法寶體者, 有四種。(29)謂理、教、助道、涅槃爲體。

僧寶體者, 僧有二種。第一義僧及等(30)僧⁸⁷⁾。

第一義僧者, 出家三果、阿羅漢人無漏五陰爲體。僧因⁸⁸⁾者, 衆人爲

79) 彩 原文は「採」に作るが、假借とみなして改める。

80) 亦 殘畫により推定。

81) 若就僧因人爲體 下文「僧因者, 衆人爲僧因」(北8392, 30-31)。

82) □ 「亦」か。

83) 二 殘畫と『攝論章』(S2048, 9) により推定。

84) 二 『攝論章』(S2048, 10) により補う。

85) 明 殘畫により推定。

86) 佛有二種身『雜阿毘曇心論』擇品「三寶各二種。佛有二種身, 謂生身及法身。法亦二種, 謂第一義涅槃法及一切無我法。僧亦二種, 謂第一義僧及等僧」(T28, 953a)。

87) 第一義僧及等僧 上注86「佛有二種身」條を参照。

(31)僧因。若說無漏五陰，遠尋其德。若取僧⁸⁸⁾義，和合衆爲體。
等僧者，(32)如「名字」⁹⁰⁾中說。

[1.2.2.1.2依『成實論』]

二依『成實』，合用異本有，假名法起，陰集成人，人是(33)佛寶體。故『論』云，「佛名自然人」⁹¹⁾。若體用俱論，以五分法身爲體。

(34)法寶體者，有四種。與『雜心』大⁹²⁾同，理中更增諸法性空，果中
通導(35)法心空心爲異。

僧寶體者，僧有二種。一德僧，二威儀僧。德僧⁹³⁾者是無(36)漏聖人，
威儀該⁹⁴⁾通凡聖。出體與佛寶⁹⁵⁾同。威儀中，聖人與⁹⁶⁾德(37)僧同，凡夫
與等僧同。

[1.2.2.2明大乘別體三寶]

依大乘定體性者，就五生⁹⁷⁾作用，明體(38)性。最後生爲佛寶，餘四爲

88) 因『攝論章』(S2048, 13)により補う。

89) 僧『攝論章』(S2048, 14)により補う。

90) 名字 上文「凡夫比丘剔髮染衣，身被法服，亦有事和之義，四人已上和合衆爲體。若就僧因，
人爲體，人別用陰爲體」(北8392, 22-24)。

91) 佛名自然人『成實論』具足品「佛名自然人。以一切種智，知一切法自相差別，離一切不善，
集一切善，常求利益一切衆生，故名爲佛。教化所說，是名爲法。行此法者，名之爲僧」
(T32, 239b)。

92) 大『攝論章』(S2048, 20)により補う。

93) 德僧『攝論章』(S2048, 21)により補う。

94) 該 原文は「設」に作るが，誤寫とみなして改める。

95) 佛寶 上文「合用異本有，假名法起，陰集成人，人是佛寶體，……。若體用俱論，以五分法身
爲體」(北8392, 32-33)。

96) 與『攝論章』(S2048, 22)により補う。

97) 五生『菩薩地持經』生品「菩薩生，略說有五種，一切住一切行，菩薩以無罪安樂一切衆生。
一者息苦生，二者隨類生，三者勝生，四者增上生，五者最後生」(T30, 953a)。隋慧遠『大乘

菩薩⁹⁸⁾僧寶。即此佛僧能以(39)辭樂演說法義，名爲法寶。佛僧陰集成用，假名人爲體。法者，(40)理教行果爲體。

[1.2.3一體三寶]

[1.2.3.1就名一義異]

一體三寶體性者，有二。一就名一義異，(41)二就名義俱異。

名一義異者，名定所依法體，義取能依三(42)法，是爲名一義異。『經』云，「佛常，法常，比丘僧常」⁹⁹⁾。常者，是顯(43)時性體，以法常故，三義是常¹⁰⁰⁾。就體彰一，常通三處，能(44)依義別，所以說三。故「衆品」云，「若能計三寶，常住同眞諦，(45)此則是諸佛，最上之誓願」¹⁰¹⁾。三寶是義，眞諦是所依性體，義(46)從體生，體非義外。三義雖殊，以一種常法爲體，故名常(47)住同眞諦。

[1.2.3.2就名義俱異]

名義俱異者，以名說義，義異故名異。解義(48)不同，佛取智用，法取軌則，僧取和合。『經』云，「佛名爲(49)覺，法名不覺，僧名和合」¹⁰²⁾。

義章』五生義 (T44, 704ab) を参照。

98) 薩 原文は「擊」に作るが、誤寫とみなして改める。

99) 佛常法常比丘僧常 『涅槃經』如來性品「佛告迦葉，善男子，一切衆生怖畏生死，故求三歸。以三歸故，則知佛性，決定涅槃。善男子，有法名一義異，有法名義俱異。名一義異者，佛常，法常，比丘僧常，涅槃、虛空皆亦是常，是名名一義異。名義俱異者，佛名爲覺，法名不覺，僧名和合，涅槃名解脫，虛空名非善，亦名無礙，是爲名義俱異。善男子，三歸依者亦復如是，名義俱異，云何爲一」(T12, 395c; 南本四相品T12, 636a)。

100) 以法常故三義是常 『涅槃經』如來性品「復次迦葉，諸佛所師，所謂法也。是故如來恭敬供養。以法常故，諸佛亦常」(T12, 387c; 南本四相品T12, 627c)。

101) 若能計三…上之誓願 『涅槃經』一切大衆所問品「若能計三寶，常住同眞諦，此則是諸佛，最上之誓願」(T12, 424c; 南本T12, 666a)。

102) 佛名爲覺…僧名和合 上注99「佛常法常比丘僧常」條を参照。

約智取人，慧是常住¹⁰³⁾行(50)陰，含餘四。佛以常報¹⁰⁴⁾常果五陰爲體，終德慧(51)爲主，故舉智收餘種。法者，是佛僧一時證常住(52)功德萬行爲體。僧者，是大地已上義菩薩僧自體(53)無違，亦與法界大菩薩衆理事不乖，名之爲僧。亦(54)以常住報果五陰爲體。

法僧在佛，三義等無優¹⁰⁵⁾劣。若因(55)果¹⁰⁶⁾相對，法僧有¹⁰⁷⁾滿不滿異。

問曰，軌則名法者，何故乃(56)云¹⁰⁸⁾「法名不覺」¹⁰⁹⁾。解云，佛人秉智，義能覺了。對此智(57)用，法義則寬，不盡名照，故以不覺解法。非謂體(58)無方軌。

[1.3別解]

[1.3.1次第]

第三別解有五。一次第，二說三所以，三解義，(59)四對三歸辯同異，五明福田益物。

一次第者，有二。一(60)修證次第，二起說次第。

修證次第者，先法，次僧，(61)後佛。法是平等眞性，依法起學名僧，學滿名佛。如「性¹¹⁰⁾品」云，「諸(62)佛所師，所謂法也。以法常故，諸¹¹¹⁾佛亦常」¹¹²⁾。先舉法，後明佛，僧在中(63)間，就始終爲語。此明自利，就

103) 住 原文は「柱」に作るが，假借とみなして改める。

104) 報 原文は「寶」に作るが，假借とみなして改める。下文「亦以常住報果五陰爲體」(北8392, 53-54)。

105) 優 原文は「憂」に作るが，假借とみなして改める。

106) 果 原文は「過(通?)」に作るが，假借とみなして改める。

107) 有 『攝論章』(S2048, 33)により補う。

108) 云 原文は「雲」に作るが，假借とみなして改める。

109) 法名不覺 上注102「佛名爲覺…僧名和合」條を参照。

110) 性 原文は「姓」に作るが，假借とみなして改める。

111) 諸 原文は「請」に作るが，所引の『涅槃經』により改める。

112) 諸佛所師…諸佛亦常 上注100「以法常故三義是常」條を参照。

一人修入時語。

二起說次第者，佛(64)爲法¹¹³⁾主，法是所說，僧是行法人。故『寶性論』云，「一者調御師，二調(65)御師法，三調御師弟子」¹¹⁴⁾。故先佛，次法，後僧。

[1.3.2說三所以]

二說三所以(66)者，有二種意。一爲離過，二爲成善。

離過者，遠離三種(67)過。歸佛，捨事天神，歸法，離於殺生，歸僧，不依邪¹¹⁵⁾衆。如(68)「三歸偈」說，「歸依於¹¹⁶⁾佛者，名眞憂婆塞，終不更歸依，其餘諸(69)天神。歸依於法者，則離於殺害，歸依聖僧者，不求(70)於外道。如是歸三寶，則得無所畏」¹¹⁷⁾。

二成善者，爲攝(71)三乘諸人，生長善法，故說三寶。故『寶性論』云，「一者大乘，二¹¹⁸⁾(72)者中乘，三者小乘，四信佛，五信法，六信僧」¹¹⁹⁾。第一第(73)四是菩薩人，爲大乘故，信佛起供養，修行得苦(74)提。以是故，立佛寶。第二第五爲中乘人，自然知深(75)因緣法，成辟支佛。以是義故，說法寶。第三¹²⁰⁾第六爲(76)小乘人，從他聞法，得聲聞證。以是義故，立

113) 法 殘畫により推定。

114) 一者調御…御師弟子 『寶性論』僧寶品「略說，依三種義，爲六種人，故說三寶。何等爲三。一者調御師，二調御師法，三者調御師弟子。偈言『依能調所證弟子』故。六種人者，何等爲六。一者大乘，二者中乘，三者小乘，四信佛，五信法，六信僧。偈言『爲三乘信三供養等』故」(T31, 825c-826a)。

115) 邪 原文は「耶」に作るが，假借とみなして改める。

116) 於 所引の『涅槃經』により補う。

117) 歸依佛者…則得無所畏 『涅槃經』如來性品「歸依於佛者，眞名優婆塞，終不更歸依，其餘諸天神。歸依於法者，則離於殺害，歸依聖僧者，不求於外道。如是歸三寶，則得無所畏」(T12, 409c; 南本如來性品T12, 650b)。

118) 二 原文は「三」に作るが，誤寫とみなして改める。

119) 一者大乘…法六信僧 上注114 「一者調御…御師弟子」條を参照。

僧寶¹²¹⁾。

[1.3.3解義]

[1.3.3.1解名字]

(77)三解義者,於中有三。一解名字,二解別體,三解¹²²⁾一體。

言名字(78)三寶¹²³⁾者,圖寫眞容、紙素文字、凡夫威儀、髣髴生(79)善,假與名字,然未是眞,故曰名字三寶。

若佛在世,若(80)佛滅後,義該¹²⁴⁾始終,不唯來運。

此名字,有人或言是(81)住¹²⁵⁾持三寶。然住持者,理通眞僞,大小俱有。三寶以聖(82)力故,皆有住持益物。不止在初,獨以名字說爲(83)住持。

[1.3.3.2解別體]

[1.3.3.2.1小乘]

[1.3.3.2.1.1依『雜心』]

[1.3.3.2.1.1.1佛寶]

言別體者,有人言¹²⁶⁾是別相。然三寶義分,佛法(84)僧異,亦通眞僞。

120) 第三『攝論章』(S2048, 105)により補う。

121) 第一第四…故立僧寶『寶性論』僧寶品「初釋第一義、第一第四人。……爲取佛菩提諸菩薩人故,偈言『爲大乘』故。爲信供養諸佛如來福田人故,偈言『信佛供養』故。以是義故,說立佛寶,偈言『是故說佛寶』故」(T31, 826a),「次釋第二義、第二第五人。……爲自然知不依他知深因緣法辟支佛人故,偈言『爲中乘』故。……以是義故,說立法寶,偈言『是故說法寶』故」(T31, 826a),「次釋第三義、第三第六人。……爲從他聞聲聞人故,偈言『爲小乘』故。……以是義故,說立僧寶,偈言『是故說僧寶』故」(T31, 826a)。

122) 解 原文は「體」に作るが,誤寫とみなして改める。

123) 三寶 殘畫により推定。

124) 該 原文は「談」に作るが,誤寫とみなして改める。

125) 住 原文は「柱」に作るが,假借とみなして改める。

126) 言『攝論章』(S2048, 41)により補う。

乃至「一體」有名義俱異¹²⁷⁾，故不得(85)偏以別體名爲別相。

於中有二種。一者小乘，二者¹²⁸⁾大乘。

小¹²⁹⁾(86)乘有二。一依『雜心』，二依『成實』。

『雜心』論主，明佛有(87)二種¹³⁰⁾。一者生身，二者法身。

生身¹³¹⁾者，在見道已前，修集諸行(88)及相報業¹³²⁾，因父母所生¹³³⁾身有三十二相八十種好，發心(89)出家，道成號佛。論此相好，名生身佛。

法身者，(90)九地煩惱下之八地六行，斷除非想一地見修(91)二種，並用無漏三十三心、無礙三十四心爲解脫。即(92)此身中空觀無漏及有漏種智五分功德，名法身(93)佛。佛是覺照，法身則有報身等智及諸得四相，並無(94)覺照，相從名佛¹³⁴⁾，相好身器。雖復體非是佛，(95)爲佛所得無學功德所依，是故名¹³⁵⁾佛。猶如乳瓶，瓶非是乳，(96)以盛乳故，名爲乳瓶。佛亦如是，以身從法，通名是(97)佛。

[1.3.3.2.1.1.2法寶]

法寶者，謂理法、教法、助道法、涅槃法。此等(98)並有軌則，稱之爲法。

理者，謂四諦十六行。(99)苦四行，苦無常空無我。集四行，因集有緣。(100)滅四行，滅止妙離。道四行，道正疏乘。於(101)世間出世間因果，作

127) 名義俱異 上文「一體三寶體性者，有二。一就名一義異，二就名義俱異」(北8392, 40-41)。

128) 者『攝論章』(S2048, 43)により補う。

129) 小 原文は「大」に作るが，誤寫とみなして改める。

130) 佛有二種 上注86「佛有二種身」條を参照。

131) 生身『攝論章』(S2048, 44)により補う。

132) 修集諸行及相報業『雜阿毘曇心論』擇品「度三阿僧祇劫，於百劫中種相報業。除釋迦牟尼。

釋迦牟尼菩薩精進，故除九劫，餘九十一劫」(T28, 961c)。

133) 生『攝論章』(S2048, 44)により補う。

134) 佛 原文は以下に「相從名」の三字があるが，衍字とみなす。

135) 名『攝論章』(S2048, 48)により補う。

十六諦觀, 義通異別(102)緣, 名爲理法。

教法者, 是十二¹³⁶⁾、能詮音聲、(103)名字章句, 名爲教法。故『論』云, 「經律阿(104)毘曇, 是名俗正法」¹³⁷⁾。

助道法者, 謂菩薩、辟支(105)佛、在家三果、天中聖人無漏五陰, 有
理和, (106)無事和。無事和, 非僧寶, 是助道法寶攝。(107)此說不壞緣。
若雜緣三寶, 名爲壞緣。故『論』(108)云, 「若於佛法、辟支佛法、聲聞法
起無漏信, (109)是名壞緣法不壞淨」¹³⁸⁾。

涅槃法者, 謂佛涅槃¹³⁹⁾、聲聞涅槃、辟支佛涅槃, 不同報身, 不
(111)得相從名佛。無理事二和, 復非僧寶。是涅槃法寶攝。

始(112)終上下, 有此四法。若依論主, 佛法僧各有二(113)種¹⁴⁰⁾。法中
二者, 謂第一義涅槃及無我法。

問曰, 前(114)說苦集, 義含教法, 前說滅諦, 後涅槃(115)法, 前說道
諦, 後助道法¹⁴¹⁾。今何(116)故復說教法、助道法、涅槃法。解云, 前就通
(117)相理觀, 皆以總攝。但此三有別功能, 是故須(118)說。教能顯理¹⁴²⁾,
助道義能除障, 涅槃是心期(119)之所, 故復論之。

[1.3.3.2.1.1.3僧寶]

僧寶者, 有二種。一者第一義僧, (120)二者等僧。

136) 十二 下文「二教法, 謂十二部經」(北8392, 135)。

137) 經律阿毘曇是名俗正法『雜阿毘曇心論』擇品「經律阿毘曇, 是名俗正法, 三十七覺品, 是說第一義」(T28, 957b)

138) 若於佛法…法不壞淨『雜阿毘曇心論』修多羅品「若於佛法、辟支佛法、聲聞法起無漏信, 是名壞緣法不壞淨」(T28, 937b)。

139) 槃 原文は以下に「法者, 謂佛涅槃」の六字があるが, 衍字とみなす。

140) 佛法僧各有二種 上注86「佛有二種身」條を参照。

141) 前說苦集…後助道法 上文「理者, 謂四諦十六行。苦四行, 苦無常空無我。集四行, 因集有緣。滅四行, 滅止妙離。道四行, 道正疏乘」(北8392, 98-100)。

142) 理『攝論章』(S2048, 59)により補う。

第一義僧者，出家三¹⁴³⁾果及阿羅漢。(121)此等聖人悟四眞諦，得空無我解，成就無(122)漏諸陰，名第一義僧。

等僧者，始從凡地，乃(123)至未入見道已前出家凡夫。未得無漏觀，多用(124)世俗等智，名爲等僧。雖無理和，以有事(125)和，通名爲僧。

問曰，前「助道」中，有理和，無(126)事和¹⁴⁴⁾。今等僧中，有事和，無理和，何故(127)名僧。解云，若依『成實』，即是德僧，『雜心』(128)論主，多取威儀¹⁴⁵⁾。等僧雖內無聖德，外有(129)威儀，事和入僧寶。

[1.3.3.2.1.2依『成實』]

[1.3.3.2.1.2.1佛寶]

二依『成實論』，法於(130)餘處生時，有假名作用。陰集成人，人是佛(131)寶，人所成德，落¹⁴⁶⁾在法寶。故『論』云，「信佛有(132)智，是名信佛，信¹⁴⁷⁾此眞智，則是信法¹⁴⁸⁾」。

[1.3.3.2.1.2.2法寶]

法寶者，有四種。(133)一理法，謂四聖諦，及觀此四諦入法無我。四(134)諦即是空行所觀，法無我是無我¹⁴⁹⁾行所觀。此義(135)如「二聖行」¹⁵⁰⁾中說。

143) 三 原文は「二」に作るが，誤寫とみなして改める。

144) 有理和無事和 上文「助道法者，謂菩薩、辟支佛、在家三果、天中聖人無漏五陰，有理和，無事和。無事和，非僧寶，是助道法寶攝。」(北8392, 104-106)。

145) 若依成實…多取威儀 上文「僧有二種，一德僧，二威儀僧。」(北8392V, 35)。

146) 落 原文は「落」に作るが，假借とみなして改める。

147) 信 所引の『成實論』により補う。

148) 信佛有智…則是信法『成實論』法聚品「信佛者，謂得眞智，於佛生清淨心，決定知佛於衆生中尊。信此眞智，即是信法」(T32, 253a)。

149) 是無我『攝論章』(S2048, 69)により補う。

150) 二聖行『成實論』聖行品「有二行，空行、無我行」(T32, 365b)。

二教法, 謂十二部經。

三助(136)道法, 謂佛無漏道、一切聖人無漏道, (137)及出觀名用無漏, 名助道法。

四涅槃(138)果法, 是三心無處爲道, 所剋名果。

[1.3.3.2.1.2.3僧寶]

僧者, (139)有二種。一者德僧, 二是威儀僧。

德僧者, (140)始於聞思, 乃至菩薩, 內有聖德。以德(141)成人, 名爲僧, 人是僧數, 德在法中。此義(142)如前「佛寶」¹⁵¹⁾中說。

『聖者勝鬘』明小乘別(143)體三歸, 三乘諸人, 除佛並入僧寶¹⁵²⁾。『大智(144)論』亦云, 「除佛」¹⁵³⁾, 一切人衆皆念僧三昧所緣」¹⁵⁴⁾。

[1.3.3.2.2大乘]

[1.3.3.2.2.1因果相對總說]

(145)二依大乘解別體三寶, 於中有二。一因果(146)相對總說, 二通相別說。

總說者, 於清(147)淨巧方便, 位居第十, 一生相續, 於最後¹⁵⁵⁾(148)身無師自悟, 示成正覺, 一三千、二三千、乃(149)至無量三千, 一時成, 一

151) 佛寶 上文「法於餘處生時, 有假名作用。陰集成人, 人是佛寶, 人所成德, 落在法寶」(北京8392, 129-131)。

152) 三乘諸人除佛並入僧寶『勝鬘經』「是故於未度世間、無依世間, 與後際等, 作無盡歸依、常住歸依者, 謂如來應等正覺也。法者, 即是說一乘道, 僧者是三乘衆, 此二歸依非究竟歸依, 名少分歸依」(T12, 221a)。

153) 佛 所引の『大智度論』により補う。

154) 除佛一切…三昧所緣『大智度論』卷二十二「諸菩薩、辟支佛及聲聞衆, 除佛, 餘殘一切聖衆及諸功德是念僧三昧所緣」(T25, 223b)。

155) 後『攝論章』(S2048, 75)により補う。

時轉¹⁵⁶⁾，名爲佛寶。

(150)信地已上，乃至法雲，以慈悲願力示(151)受四生，始於息苦，乃至增上，並皆成(152)就聖德，不簡威儀，盡入菩薩僧寶。

即此佛(153)僧能以¹⁵⁷⁾辭樂演說十種法義，攝(154)取衆生，名爲法寶。

[1.3.3.2.2通相別說]

二通相¹⁵⁸⁾別說者，始於信地，(155)聖人能以生德四種，於十方國示作(156)五生，攝取有緣。最後生者，即是佛寶。作(157)四生者，名菩薩僧寶。佛僧二人，能以辭(158)樂演說法義，名爲法寶。

如信地菩薩起(159)此權用，十住、十行、十迴向、十地及佛，一一位(160)中，盡稱法界，願行廣大，徹窮後際，皆依生(161)德四種，示受五生¹⁵⁹⁾。最後生身，名爲佛寶。(162)法僧二種，如前所說¹⁶⁰⁾。

大地已前，生德生相，並(163)是無常，生因起用。大地已上，乃至諸佛，生(164)德是常，生相無常，是依因起用。

[1.3.3.3解一體]

一體三(165)寶者，於中有三。

因果相對，明一體三寶。從(166)初地已去，乃盡佛地，並在常中。滿不滿異¹⁶¹⁾，(167)義分因果。初地菩薩有眞性生身，名(168)義菩薩僧，乃

156) 一時成一時轉 『十地經論』 初歡喜地 「我於爾時盡往，供養攝法爲首，一時成，一時轉故」 (T26, 138c)。

157) 以 原文は以下に「僧能以」の三字があるが，衍字とみなす。

158) 相 『攝論章』 (S2048, 78) により補う。

159) 生 原文は以下に「□(書き損じか)五」の二字があるが，衍字とみなす。

160) 如前所說 上文 「作四生者，名菩薩僧寶。佛僧二人，能以辭樂演說法義，名爲法寶」 (北 8392, 156-158)。

161) 滿異 原文は「異滿」だが，誤寫とみなして改める。

至十地亦爾，名爲僧寶。金(169)剛已後常住報身，無相無爲，是佛寶義。(170)僧所證所行及佛成就萬德萬行，名爲法(171)寶。

唯就因者，十地菩薩所成德行，眞(172)智照境，覺用名佛。其所成就出世眞軌，(173)名之爲法。德行相成，事無違諍，即僧寶。

唯就果(174)者，於無學地，萬德滿足，智用照境，名之爲(175)佛。其所證法，出世眞軌，名之爲法。眞常萬德，違(176)諍相盡，名爲僧寶。

[1.3.4對三歸辯同異]

四對三歸辯同異者，三寶(177)直舉境界生福，三歸以人對境歸向。

『婆沙』云，(178)「歸是歸趣，救護義是歸趣義」¹⁶²⁾。『涅槃』「解脫」中說，「譬如群(179)鹿怖畏獵師，若得一跳，則喻一歸，如是三跳，則¹⁶³⁾(180)喻三歸。衆生亦爾，怖畏(181)四魔惡獵師，故受三歸依。受三歸故，則安樂」¹⁶⁴⁾。

三寶則(182)寬，通於眞僞，三歸則狹，唯在眞中。名字三寶一向不入三(183)歸，一體三寶盡入三歸境界，別體三寶是有是¹⁶⁵⁾非。

[1.3.4.1依『雜心』]

若(184)依『雜心』，佛二種身中，但歸法身，不歸生身。於法身¹⁶⁶⁾中，

162) 歸是歸趣…是歸趣義『阿毘曇毘婆沙論』卷十八「云何是歸趣義。答曰，救護義是歸趣義」(T28, 134c)。

163) 則 原文は以下に「一喻歸，如是三跳，則」の八字があるが，衍字とみなす。

164) 譬如群鹿…故則安樂『涅槃經』如來性品「如是解脫即是如來，如來即是涅槃。一切衆生怖畏生死諸煩惱故，故受三歸。譬如群鹿怖畏獵師，既得免離，若得一跳，則喻一歸，如是三跳，則喻三歸。以三跳故，得受安樂。衆生亦爾，怖畏四魔惡獵師，故受三歸依。三歸依故，則得安樂。受安樂者即眞解脫，眞解脫者即是如來」(T12, 395c; 南本四相品T12, 636a)。

165) 有『攝論章』(S2048, 111)により補う。

166) 不歸生身於法身『攝論章』(S2048, 116-117)により補う。

歸佛所得無學(185)無漏，不歸有漏種智。法中但歸涅槃。僧中歸學無學無漏(186)法。故『論』云，「歸依彼諸佛，所得無學法，涅槃無上法，僧(187)學無學法」¹⁶⁷⁾。

歸佛所得無學法，名歸佛。不歸佛無敬(188)等諸有漏法，自性不解脫故。亦除生身¹⁶⁸⁾。

問曰，但(189)歸佛無漏法者，損佛生身，應無逆罪。解云，生身(190)是法身所依。如壞瓶失乳，故成無間¹⁶⁹⁾。

法中(191)唯歸涅槃無上法者，『論』云「歸依愛盡，名歸(192)法，善故常故。以餘法無善及常，故不歸依」¹⁷⁰⁾。

歸僧學無(193)學者，以僧成就非學非無學法及生身，以有(194)漏故，不歸依。亦非等僧，以可壞故¹⁷¹⁾。

[1.3.4.2 『成實論』]

『成實論』明(195)別體三寶，義能生善，皆可歸依。故文無成說，(196)總相作語。

167) 歸依彼諸…學無學法『雜阿毘曇心論』擇品「歸依彼諸佛，所得無學法，涅槃無上法，僧學無學法」(T28, 953a)。

168) 歸佛所得…亦除生身『雜阿毘曇心論』擇品「諸佛所成就無學法，名為佛。歸者，歸佛所得無學法，名歸佛。不歸佛所成就無諍等諸有漏法，自性不解脫故。以是故，當知亦除生身」(T28, 953a)。

169) 但歸佛無…故成無間『雜阿毘曇心論』擇品「若言『於如來所起惡心，傷足出血，不得無間罪』者，不然。何以故。起惡心故。謂於佛所得無學法，起惡心而傷足，故得無間罪。復次壞佛所得無學功德所依故。所依壞故，依者亦壞。如瓶壞，乳亦壞」(T28, 953a)。

170) 歸依愛盡…故不歸依『雜阿毘曇心論』擇品「歸依愛盡，名歸法，善故常故。當知除餘法，以餘法無善及常故」(T28, 953a)。

171) 歸僧學無…以可壞故『雜阿毘曇心論』擇品「歸依僧所得學無學法，名歸僧。不歸僧所成就非學非無學法及生身，以有漏故。亦非等僧，可壞故」(T28, 953a)。

[1.3.4.3大乘]

[1.3.4.3.1一體三寶]

大乘中有二。別體三寶是少分歸(197)依，一體三寶是究竟具足。

於中有二。一就性體(198)明三歸實，二就德明三歸義。

性體者，義該(199)凡聖，有心之¹⁷²⁾類，皆有三歸體實，謂佛性¹⁷³⁾、法性、僧(200)性¹⁷⁴⁾。故「性品」云，「其有宣說是經典者，皆言身中盡有佛性。如(201)是之人，則不遠求三歸依處。何以故。我身於未來世，即當成就三(202)寶」¹⁷⁵⁾。就不遠求，是性具足，未來成就，是德具足。

德中有三對。一(203)因果相對，二唯就因，三唯就¹⁷⁶⁾果，此義前已說¹⁷⁷⁾。

[1.3.4.3.2別體三寶](後缺)

且依『寶性論』及『勝(204)鬘經』¹⁷⁸⁾，就果明三歸¹⁷⁹⁾，對小¹⁸⁰⁾乘法僧，明少分、究竟義。

『寶性論』云，「可捨及(205)虛妄，無物及怖畏，二種法及僧，非究竟¹⁸¹⁾歸依¹⁸²⁾」¹⁸³⁾。二種¹⁸⁴⁾法者，一是所說法，二¹⁸⁵⁾……(以下缺)

172) 凡聖有心之 殘畫と『攝論章』(S2048, 112)により推定。

173) 性 『攝論章』(S2048, 113)により補う。

174) 性 殘畫と『攝論章』(S2048, 113)により推定。

175) 其有宣說…成就三寶 『涅槃經』如來性品「若有衆生能信如是大涅槃經，其人則能自然了達三歸處。何以故。如來秘藏有佛性故。其有宣說是經典者，皆言身中盡有佛性。如是之人，則不遠求三歸處。何以故。於未來世，我身即當成就三寶。是故聲聞緣覺之人及餘衆生，皆依於我恭敬禮拜」(T12, 410b; 南本如來性品T12, 651a)。

176) 就 『攝論章』(S2048, 115)により補う。

177) 此義前已說 上文「一體三寶者，於中有三。……」(北8392, 164-176)。

178) 勝鬘經 上注152「三乘諸人除佛並入僧寶」條を参照。

179) 鬘經就果明三歸 原文の缺落部分だが、『攝論章』(S2048, 124)により補う。

180) 對小 殘畫と『攝論章』(S2048, 124)により推定。

181) 虛妄無物…僧非究竟 原文の缺落部分だが、『攝論章』(S2048, 125)により補う。

[1.3.5明福田益物] (缺)

[1.4總釋] (缺)

182) 歸依 殘畫と『攝論章』(S2048, 125) により推定。

183) 可捨及虚…究竟歸依 『寶性論』 僧寶品 「可捨及虚妄, 無物及怖畏, 二種法及僧, 非究竟歸依」(T31, 826a)。

184) 二種 殘畫と『攝論章』(S2048, 125) により推定。

185) 二種法者一是所說法二 『寶性論』 僧寶品 「法有二種。何等爲二。一所說法, 二所證法」(T31, 826a)。

附二『雜羯磨』(北8392V; S1039) 科段

※ [] 内の見出しは推定。() 内の数字は最初が北8392V寫本, 次がS1039寫本の行数。

1 [比丘羯摩文]

1.1-6 (缺)

1.7 [自恣法 第七]

(前缺)

『僧祇』捨迦絺那衣文 (1-10; 1-5)¹⁸⁶⁾

『十誦律』受白文 (10-19; 6-15)¹⁸⁷⁾

『十誦律』作檀越淨法 (20; 15)

增¹⁸⁸⁾一序中律文 (20-23; 15-17)¹⁸⁹⁾

七法藥法中律文 (23-35; 17-22)¹⁹⁰⁾

1.8分衣物及分¹⁹¹⁾亡¹⁹²⁾者衣物法 第八 (35; 23)

僧分物羯磨文 (35-45; 24-34)¹⁹³⁾

瞻病人持亡者衣物至僧中白文 (46-48; 35-37)¹⁹⁴⁾

186) 『摩訶僧祇律』卷二十八 (T22, 452bc) の引用。『曇無德律部雜羯磨』・『羯磨』には對應なし。

187) 『十誦律』卷六十一 (T23, 460c) の引用。『羯磨』・『十誦律』受三十九夜羯磨文 (T22, 1065a) も同文を引く。『曇無德律部雜羯磨』には對應なし。

188) 増 北8392V寫本は「僧」に作るが、S1039寫本が「増」に作るのに従う。

189) 『十誦律』卷四十八 (T23, 347b) の引用。『曇無德律部雜羯磨』・『羯磨』には對應なし。

190) 『十誦律』卷五十五 (T23, 405b) の引用。『曇無德律部雜羯磨』・『羯磨』には對應なし。北8392V寫本は割注を單行で書寫している。

191) 分 北8392V寫本はこの一字なし。

192) 亡 北8392V寫本は「忘」に作るが、S1039寫本が「亡」に作るのに従う。下も同じ。

193) 『曇無德律部雜羯磨』・『僧分衣物羯磨文』 (T22, 1046bc), 『羯磨』・『分非時僧得施羯磨法』 (T22, 1058b) とほぼ同文。割注の文章は『羯磨』のほうがより良く一致する。

- 羯磨亡者衣物與瞻病人文 (48-53; 38-44)¹⁹⁵⁾
 僧分亡者餘衣物羯磨文 (54-62; 45-52)¹⁹⁶⁾
 若三人二人分亡者衣物文 (62-68; 53-57)¹⁹⁷⁾
 1.9自爲作房及乞畜杖¹⁹⁸⁾絡囊法 第九 (68-69; 58)
 乞作小房羯磨文 (70-81; 59-69)¹⁹⁹⁾
 老病比丘畜杖絡囊文 (82-83; 70-72)²⁰⁰⁾
 聽老病比丘畜杖絡囊羯磨文 (83-88; 73-79)²⁰¹⁾
 1.10若作營事人及結淨地法 第十 (88-89; 80)
 羯磨作淨²⁰²⁾法人文 (89-94; 81-86)²⁰³⁾

- 194) 『曇無德律部雜羯磨』 「瞻病人持亡者衣物至僧中說文」 (T22, 1046c), 『羯磨』 「看病人持亡者衣物資具僧中捨法」 (T22, 1058c) とほぼ同文。『雜羯磨』 (北8392V; S1039) の「比丘某甲看病人」という文言は『羯磨』のほうと一致する(『曇無德律部雜羯磨』は「看病人某甲」)。北8392V寫本は脱文あり。
- 195) 『曇無德律部雜羯磨』 「羯磨亡者衣鉢與看病人文」 (T22, 1046c), 『羯磨』 「持亡者衣鉢與看病人羯磨文」 (T22, 1058c) とほぼ同文。北8392V寫本は脱文あり。
- 196) 『曇無德律部雜羯磨』 「僧分亡者餘衣物羯磨文」 (T22, 1046c-47a), 『羯磨』 「現前僧分亡者輕物羯磨文」 (T22, 1058c) とほぼ同文。『雜羯磨』 (北8392V; S1039) の「比丘某甲命過」という文言は『曇無德律部雜羯磨』のほうと一致する(『羯磨』は「比丘某甲此住處命過」)。
- 197) 『曇無德律部雜羯磨』 「若三人二人分亡者衣物文」 (T22, 1047a), 『羯磨』 「三人二人分亡者衣物文」 (T22, 1059a) とほぼ同文。『曇無德律部雜羯磨』のほうとより良く一致する部分と、『羯磨』のほうとより良く一致する部分とが混在している。
- 198) 杖 北8392V寫本は「長」に作るが, S1039寫本が「杖」に作るのに従う。下も同じ。
- 199) 『曇無德律部雜羯磨』 「乞作小房羯磨文」 (T22, 1047b), 『羯磨』 「乞作小房羯磨文」 (T22, 1059bc) とほぼ同文。『雜羯磨』 (北8392V; S1039) の「自乞作房」という文言は『羯磨』のほうと一致する(『曇無德律部雜羯磨』は「自乞作屋」)。
- 200) 『羯磨』 「老病比丘畜杖絡囊乞羯磨文」 (T22, 1059c) とほぼ同文。『曇無德律部雜羯磨』には對應なし。北8392V寫本は脱文あり。
- 201) 『羯磨』 「與老病比丘畜杖絡囊羯磨文」 (T22, 1060a) とほぼ同文。『曇無德律部雜羯磨』には對應なし。北8392V寫本は脱文あり。
- 202) 淨 北8392V寫本はこの一字なし。
- 203) 『曇無德律部雜羯磨』 「差人監淨法羯磨文」 (T22, 1047a) とほぼ同文。『羯磨』 「差守庫藏

- 結作淨地文(94; 87-91)²⁰⁴⁾
 1,11入聚落及諸淨²⁰⁵⁾法 第十一(95; 92)
 非時入村囑授文(95-97; 93-95)²⁰⁶⁾
 受清淨已食前食後入村囑授文(97-100; 95-97)²⁰⁷⁾
 眞實淨施文(101-102; 98-100)²⁰⁸⁾
 展轉淨施文(103-110; 101-110)²⁰⁹⁾
 足食已²¹⁰⁾受殘食文(110-112; 111-112)²¹¹⁾
 受請已作殘食文(113-115; 113-114)²¹²⁾
 受七日藥文(115-118; 115-118)²¹³⁾
 受²¹⁴⁾盡形壽藥文(118-119; 118-120)²¹⁵⁾

物人羯磨文」(T22, 1059c)とは文言が一致しない。北8392V寫本は脱文あり。

- 204) 『曇無德律部雜羯磨』「結作淨地文」(T22, 1047a)とほぼ同文。『羯磨』「結房作庫藏文」(T22, 1059c)とは文言が一致しない。北8392V寫本は脱文あり。
- 205) 淨 S1039寫本は「事」に作る。
- 206) 『曇無德律部雜羯磨』「非時入村囑授文」(T22, 1047c)とほぼ同文。『羯磨』には對應なし。
- 207) 『曇無德律部雜羯磨』「受請已食前食後入他家囑文」(T22, 1047c), 『羯磨』「受請已食前食後入村囑授文」(T22, 1059ab)とほぼ同文。
- 208) 『曇無德律部雜羯磨』「眞實淨施文」(T22, 1047a), 『羯磨』「眞實淨施文」(T22, 1059a)とほぼ同文。『雜羯磨』(北8392V; S1039)の「捨與長老」という文言は『羯磨』のほうと一致する(『曇無德律部雜羯磨』は「施與長老」)。
- 209) 『曇無德律部雜羯磨』「展轉淨施文」(T22, 1047ab), 『羯磨』「展轉淨施文」(T22, 1059a)とほぼ同文。割注の内容は『羯磨』のほうと一致する。
- 210) 已 S1039寫本はこの一字なし。
- 211) 『曇無德律部雜羯磨』「足食已受殘食文」(T22, 1047bc), 『羯磨』「足食已作餘食文」(T22, 1059a)とほぼ同文。
- 212) 『曇無德律部雜羯磨』「受請已作殘食文」(T22, 1047c)とほぼ同文。『羯磨』は前注に挙げた「足食已作餘食文」(T22, 1059a)の末尾に附された割注の内容が對應する。
- 213) 『曇無德律部雜羯磨』「受七日藥文」(T22, 1047b), 『羯磨』「受七日藥文」(T22, 1059b)とほぼ同文。
- 214) 受 北8392V寫本はこの一字なし。
- 215) 『曇無德律部雜羯磨』「受盡形壽藥文」(T22, 1047b), 『羯磨』「受盡形壽藥文」(T22,

- 2大僧²¹⁶⁾與比丘尼作羯磨文 (120-121; 121)²¹⁷⁾
『十誦律』文 (122-128; 122-128)²¹⁸⁾
尼至大僧中受具足戒法 (129-209; 129-201)²¹⁹⁾
比丘尼讖僧殘罪羯磨文 (210-222; 201-215)²²⁰⁾

1059b) とほぼ同文。

216) 僧 S1039寫本は「徳」に作る。

217) この箇所の割注において、特に沙彌尼の受十戒羯磨と式叉摩那の受六法羯磨とを比丘僧伽と共に行うのは誤りであるということが主張されているが、これと同じ主張はいわゆる「地論宗」の戒律文獻『毘尼心』一卷 (Stein 490; Pelliot 2148; 大正2792番) にもみられる。『毘尼心』學戒法「問、大僧得與尼受六法及十戒不。答、大僧唯得與尼作三種羯磨、一受大戒、二摩那埵、三出罪。自餘法事、諸律無文。設令作者、羯磨不成、僧尼俱得罪」(S490, 123-124; P2148, 146-148; T85, 661c, 『四分律并論要用抄』卷上 [T85, 693c-694a] にも同文がある)。『毘尼心』(S490; P2148) が「地論宗」文獻であることについては青木隆 [2000] を参照。

218) 『十誦律』卷六十一 (T23, 456c) の引用。『曇無德律部雜羯磨』・『羯磨』には對應なし。

219) 『曇無德律部雜羯磨』「受戒人與尼僧俱至比丘僧中大戒文」(T22, 1049a-50b), 『羯磨』「尼往比丘僧中受大戒法」(T22, 1061c-62c) とほぼ同文。

220) 『曇無德律部雜羯磨』「與摩那埵羯磨文」(T22, 1050b), 『羯磨』「與摩那埵羯磨文」(T22, 1063a) とほぼ同文。冒頭の割注は『曇無德律部雜羯磨』「比丘尼從二部僧乞摩那埵羯磨文」(T22, 1050b)・『羯磨』「乞摩那埵羯磨文」(T22, 1062c) の割注の内容と、末尾の割注は『曇無德律部雜羯磨』「與覆藏羯磨文」(T22, 1043bc)・『羯磨』「與覆藏羯磨文」(T22, 1054bc) の割注の内容と對應する。